

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書（案）

平成 30 年〇月〇日

青少年インターネット環境の整備等に関する検討会

目次

序章 はじめに	7
第1章 青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状及び今後の取組の方向性に関する基本的な考え方	9
第1 青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状	9
1 スマートフォンやアプリ・公衆無線 LAN 環境の普及等に対応した法改正	9
(1) 改正の趣旨	9
(2) 改正の概要	9
2 通信機器・手段、コンテンツの多様化等、青少年を取り巻くインターネット利用環境の急速な変化及びそれに伴うユーザーのニーズの多様化	11
(1) 青少年のインターネット利用率・利用時間の増加	11
(2) 利用内容・接続機器・接続方法等の多様化	13
(3) フィルタリングの利用状況等	16
3 インターネット利用者の低年齢化	20
(1) 低年齢層の子供のインターネット利用状況	20
(2) 子供のインターネット利用に関する保護者の取組	24
(3) 低年齢層の子供の保護者に対するインターネット利用に関する啓発	26
(4) 低年齢層の子供のインターネット利用を見据えた現状の取組事例	28
4 地域における普及啓発の充実、担い手の確保の必要性	30
(1) 地域における普及啓発の担い手の確保の必要性	30
(2) 地方公共団体等による取組事例	30
(3) 地域における普及啓発の充実等を見据えた現状の取組事例	31
5 コミュニティサイトに起因する青少年の犯罪被害等の増加	33
(1) 被害児童数の推移	33
(2) コミュニティサイトにおける被害児童の状況	34
(3) インターネット上における誹謗・中傷等のいじめの現状等	36
(4) コミュニティサイトに起因する犯罪被害等の抑止に向けた取組事例	38
第2 今後の取組の方向性に関する基本的な考え方及び具体的項目	40
1 法改正を踏まえたフィルタリングの更なる利用促進	40

(1) 事業者によるフィルタリングサービス提供義務、有効化措置義務、青少年確認義務等の実施徹底.....	40
(2) 製造事業者によるフィルタリング利用容易化措置義務及びOS事業者による容易化措置円滑化努力義務の実施徹底.....	40
2 インターネット利用環境の変化やニーズの多様性を考慮した利用者にとって分かりやすく、使いやすいフィルタリングの実現の推進.....	41
3 学校における情報モラル教育の充実及び子供の低年齢期からの切れ目のない保護者、家庭への支援.....	43
(1) 学校等における教育・啓発の推進.....	43
(2) 低年齢層の子供の保護者のニーズや環境の多様性を踏まえた効果的な啓発手法の検討.....	46
4 地域におけるインターネット利用環境の変化に併せた取組の更なる活性化.....	47
(1) 地域における等身大の相談相手となれる人材の育成支援.....	47
(2) 地方公共団体による継続的な官民連携対策への支援.....	49
5 コミュニティサイトに起因するトラブルや被害の増加を踏まえ、教育啓発、犯罪取締、フィルタリング等の技術的手段の活用を総合的に推進.....	50
第2章 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画の見直しに係る提言.....	52
第1 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策についての基本的な方針.....	52
1. 基本理念.....	52
2. 基本的な方針.....	52
(1) 青少年が自立して主体的にインターネットを利用できるようにするための教育・啓発の推進.....	52
(2) 保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるようにするための啓発活動の実施.....	53
(3) 事業者等による青少年が青少年有害情報に触れないようにするための取組の促進.....	53
(4) 国民によるインターネット上の問題解決に向けた自主的な取組の推進.....	53
(5) 技術や活用方法等の変化を踏まえた実効的なPDCAサイクルの構築.....	53
3. 施策実施において踏まえるべき考え方.....	54
第2 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項.....	55

1. 学校等における教育・啓発等の推進	55
(1) 児童生徒の発達段階等に応じた情報モラル教育等の推進.....	55
(2) 学校等を通じたインターネット利用者の低年齢化にも配慮した啓発活動の推進..	55
(3) 「ネット上のいじめ」に対する取組等の推進	56
2. 社会における教育・啓発の推進	56
(1) 地域・民間団体・事業者等による継続的な教育・啓発活動への支援.....	56
(2) 地域におけるベストプラクティス等の情報共有・集約化の促進・支援.....	56
(3) 地域における等身大の相談相手となれる多様な人材の育成支援.....	57
(4) インターネット・リテラシーに関する指標等を活用した取組の推進.....	57
3. 家庭における教育・啓発の推進	57
(1) 青少年の発達段階に応じた保護者の管理への支援.....	57
(2) 「親子のルールづくり」など適切な生活習慣の定着化に向けた家庭における取組への支援.....	57
4. 青少年のライフサイクルを見通した教育・啓発の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等.....	58
(1) 児童生徒の発達段階に応じた効果的な情報教育の実施への支援.....	58
(2) インターネット利用環境の変化やニーズの多様性を踏まえた保護者等に対する効果的な啓発等の在り方の検討・推進	58
5. 国民運動の展開.....	58
(1) 社会総がかりで取り組むための総合的・集中的な広報啓発の推進.....	58
(2) インターネット利用者・事業者等の主体的な活動への支援.....	59
第3 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項.....	60
1. 事業者によるフィルタリングサービス提供義務、有効化措置義務、青少年確認義務等の実施徹底.....	60
(1) フィルタリング提供義務、有効化措置義務の実施徹底.....	60
(2) 保護者等への青少年確認義務、説明義務等の実施徹底.....	60
(3) 望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基準の普及.....	60
2. 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いたフィルタリング等の青少年保護に係る取組の推進.....	61

(1) 利用者にとって分かりやすく、使いやすいフィルタリング等の実現に向けた取組	61
(2) フィルタリングの閲覧制限対象の把握及び適正化支援.....	61
(3) 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器等への対応.....	61
3. フィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及促進のための啓発等.....	62
4. インターネット利用環境の変化やニーズの多様性を考慮したフィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及状況等に関する調査研究.....	62
第4 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援に関する事項.....	63
1. 地域における青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動の活性化に対する支援.....	63
2. ウェブサイト運営者等による青少年有害情報の閲覧防止措置の体制整備の支援....	63
(1) モデル約款策定等の体制整備の支援.....	63
(2) 効率的かつ円滑な活動実現のための支援.....	63
3. 青少年のインターネット上の問題に関する相談等に対する支援.....	64
4. その他のインターネットの利用環境整備に向けた活動に対する支援.....	64
第5 その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項.....	65
1. インターネットを通じた青少年の犯罪被害の抑止対策の推進.....	65
(1) 悪質な出会い系サイト事業者等に対する取締りの推進.....	65
(2) コミュニティサイトに起因する事犯の取締りと青少年の被害防止に向けた事業者による主体的な取組の支援.....	65
(3) サイバー補導の推進.....	65
(4) インターネットの利用に起因した児童買春・児童ポルノ等の子供の性被害の防止に向けた取組の推進.....	65
(5) 捜査等のための良好な協力関係の構築推進.....	66
2. 違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進.....	66
(1) インターネット・ホットラインセンター等を通じた削除等の対応依頼推進.....	66
(2) 事業者及び民間団体の効果的な閲覧防止策等の支援.....	66
3. 青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進.....	66
(1) インターネットによる人権侵害の被害を受けた青少年等からの相談等への対応..	66
(2) インターネット上の名誉毀損・プライバシー侵害への対応の支援.....	67

4. 迷惑メール対策の推進	67
(1) 法の着実な執行その他の総合的な対策実施	67
(2) 国際連携の推進	67
(3) チェーンメール対策の周知啓発	67
5. 国内外における調査	67
(1) 有害情報の社会的影響の調査	67
(2) 諸外国の取組の調査	67
第6 推進体制等	68
1. 国における推進体制	68
2. 地方公共団体、保護者、事業者及び民間団体等との連携体制	68
3. 国際的な連携の促進	68
4. 基本計画の見直し等	68
第3章 別添資料	70

序章 はじめに

「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）」が施行され9年が過ぎ、その間、同法に基づく「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）」は、2度の見直しが行われ、見直しの都度、青少年のインターネット利用環境の変化やそれに伴う新たな課題につき、様々な検討が行われてきた。

政府では、「第3次基本計画(平成27年7月30日子ども・若者育成支援推進本部決定)」を決定し、これまで、青少年を取り巻くインターネット利用環境の整備をめぐる課題に、地方公共団体及び民間団体等と連携して取り組んでおり、取組の方向性の柱として、①機器、接続環境等を問わず、フィルタリング等青少年保護に係る取組の充実強化、②保護者・家庭への支援の充実強化と、青少年のインターネットリテラシー向上、節度ある生活習慣の定着化、③先進的な取組等の情報共有・集約化と、PDCAサイクルを意識した推進体制の構築の3つの項目を掲げ、施策・取組を推進してきた。

また、関係機関・団体が連携・協力して、「春のあんしんネット・新学期一斉行動（平成29年度は、あんしんネット冬休み・新学期一斉緊急行動と改称）」等の総合的・集中的な広報・普及啓発活動を展開しているほか、全国の各地域において情報モラル教室やインターネットの安全利用に係る啓発講座が開催され、さらに、携帯電話事業者やSNS事業者等の事業者団体による青少年保護に関する自主的な取組が促進されるなど、多様な取組が行われるに至った。

インターネットは、今や社会インフラとしての地位を確立し、その有用性は語るまでもないが、一方で、青少年が閲覧するには望ましくないと考えられる情報がインターネット上に氾濫しているほか、青少年の興味を引く様な新たなアプリや多様なサービスがグローバルな事業者等から次々に提供され、急速に普及し、一部ではそれらが悪用されて犯罪被害に繋がる場合もあるなど重大な問題も起きている。

インターネットの接続方法についても、スマートフォン、携帯ゲーム機、携帯音楽プレイヤー等の様々なインターネット接続機器のほか、携帯電話会社が提供する通信回線のみならず、無線LAN等の接続環境が急速に拡大しており、青少年のインターネット利用環境は、一層多様化している。

また、未就学児童や小学校低学年の段階からスマートフォンやタブレット端末を用いてインターネットに接する機会が増え、利用者の低年齢化が顕著となっているほか、児童買春や児童ポルノを始めとするコミュニティサイトに起因する事犯の被害児童数も増加の一途をたどっており、だまされたり、脅かされたりして児童が自分の裸体を撮影させられた上、メール等で送られる形態の児童ポルノ被害（自画撮り被害）も問題となっているほか、昨年11月に発覚した神奈川県座間市における殺人・死体遺棄事件の様に、コミュニティサイトを悪用した痛ましい事件も発生するなど、新たな課題が生じているところである。

そうした中、青少年インターネット環境整備法の改正が行われ（平成30年2月1日施行）、フィルタリングの更なる普及促進と青少年インターネット利用環境の整備に係る取組のなお一層の推進が期待されるところである。

本報告書は、第3次基本計画策定以後の当検討会における議論を総括し、第1章において青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状を整理し、今後の取組の方向性を示すとともに、第2章においてこれらを踏まえた基本計画の見直しに係る提言を行うもので、今後、本報告書による提言の内容を踏まえ、政府及び関係者により青少年インターネット利用環境の整備への取組が着実に進展していくことを期待するものである。

なお、当検討会では、この報告を踏まえて今後講ずべき措置について、引き続き検討を行っていくこととしている。

第1章 青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状及び今後の取組の方向性に関する基本的な考え方

ここでは「第1 青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状」として、内閣府において実施した青少年のインターネット利用環境実態調査等の結果やこれまでの当検討会における報告、発表に基づき、青少年のインターネット利用環境に係る論点を整理した上で、「第2 今後の取組の方向性に関する基本的な考え方及び具体的項目」において、「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な考え方」の見直しを見据え、政府が今後、推進していく取組の方向性を提示するものである。

第1 青少年を取り巻くインターネット利用環境の現状

1 スマートフォンやアプリ・公衆無線LAN環境の普及等に対応した法改正

(1) 改正の趣旨

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第75号。以下「改正青少年インターネット環境整備法」という。）は、平成29年6月23日に公布され、平成30年2月1日に施行された。

これは、平成21年に青少年インターネット環境整備法が施行されて以後、スマートフォンやアプリ・公衆無線LAN経由のインターネット接続など、既存の携帯電話への措置では対応困難な機器・サービスの利用が急速に拡大し、フィルタリング利用率が低迷している状況に対応するため、フィルタリングの利用の促進を図るための所要の措置を講ずるため改正が行われたものである。

(2) 改正の概要

改正のポイントは大きく5点ある¹。

第一に、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、契約の締結等を行うときは、あらかじめ、当該契約の相手方又は当該契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であるかどうかを確認しなければならないこと²。

第二に、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、契約の相手方が青少年である場合にあっては当該青少年に対し、契約に係る携帯電話端末等の使用者が青少年であり、かつ、当該契約の相手方がその青少年の保護者である場合にあっては当該保護者に対し、青少年が青少年有害情報の閲覧をする可能性がある旨及び青少年有害情報フィルタリングサービスの利用の必要性等について、説明しなければならないこと³。

¹ 第193回国会衆議院内閣委員会会議録（第7号）青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部を改正する法律案の起草案の概要説明より（<http://kokkai.ndl.go.jp/SENTAKU/syugin/193/0002/19306070002007.pdf>）

² 青少年確認義務（改正法13条）

³ 説明義務（改正法14条）

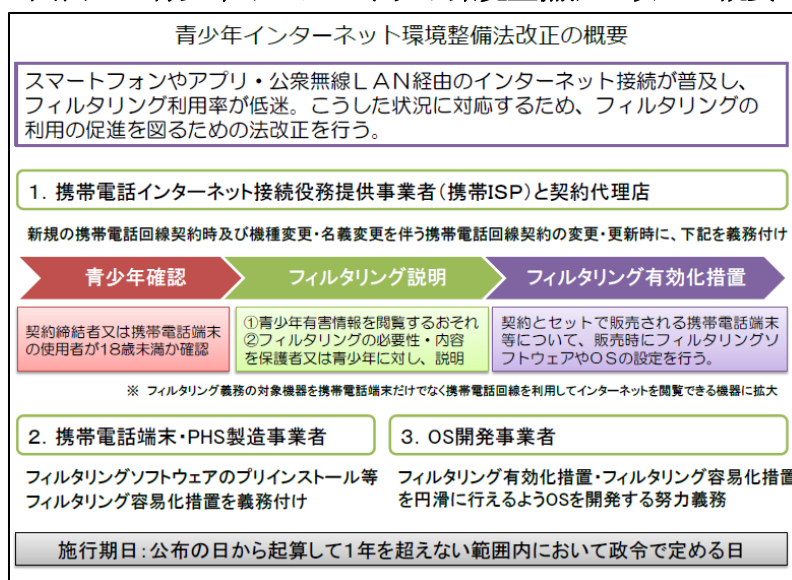
第三に、携帯電話インターネット接続役務提供事業者等は、携帯電話インターネット接続役務の提供と関連性を有するものとして携帯電話端末等を販売する場合において、契約の相手方又は当該携帯電話端末等の使用者が青少年であるときは、その青少年の保護者がフィルタリング有効化措置を講ずることを希望しない旨の申出をした場合を除き、当該携帯電話端末等について、フィルタリング有効化措置を講じなければならないこと⁴。

第四に、インターネット接続機器の製造事業者にフィルタリング容易化措置を講ずべきことを義務付ける規定の対象となる機器について、携帯電話端末及びPHS端末もその対象に含めること⁵。

第五に、OS開発事業者は、フィルタリング有効化措置及びフィルタリング容易化措置が円滑に講ぜられるように、OSを開発するよう努めなければならないこと⁶。

その他、この法律には、第一から第三までの義務の範囲の拡大を含め、青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置の在り方についての検討条項が設けられている⁷。(以上 図表1)

図表1 青少年インターネット環境整備法の改正の概要⁸



⁴ フィルタリング有効化措置実施義務 (改正法 16 条)

⁵ フィルタリング利用容易化措置義務 (改正法 18 条)

⁶ 容易化措置円滑化の努力義務 (改正法 19 条)

⁷ 附則第4条において、法律の施行後三年以内に、新法第十三条から第十六条までに規定する義務の範囲の拡大を含め、青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとされている。

⁸ 第35回検討会配付資料より (http://www8.cao.go.jp/youth/kankyuu/internet_torikumi/kaigi.html)

2 通信機器・手段、コンテンツの多様化等、青少年を取り巻くインターネット利用環境の急速な変化及びそれに伴うユーザーのニーズの多様化

(1) 青少年のインターネット利用率・利用時間の増加

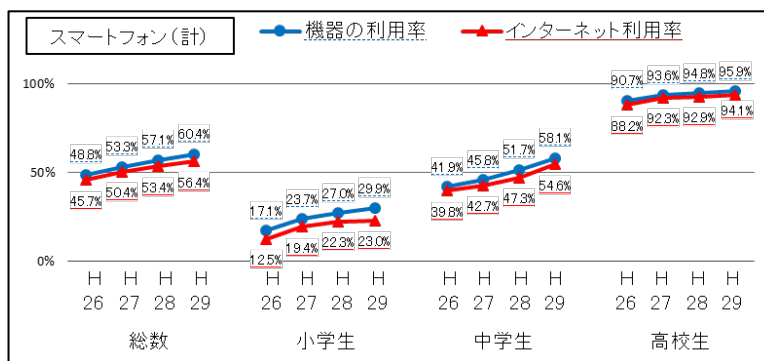
ア 内閣府において平成 29 年度に実施した「青少年のインターネット利用環境実態調査（以下「青少年実態調査」という。）」⁹によれば、10 歳～17 歳の青少年の 82.5%がいずれかの機器¹⁰でインターネットを利用しており、特にスマートフォンでインターネットを利用している割合が高い。（図表 2）

また、青少年のスマートフォンによるインターネット利用率は、平成 26 年度調査以降、小学生、中学生、高校生ともに増加傾向にあるほか、中学生のスマートフォン利用の普及が進んでいる。（図表 3）

図表 2 各機器の青少年の利用率（平成 29 年度）¹¹

	いずれかの機器	スマートフォン	いわゆる格安スマートフォン	子供向けスマートフォン	契約切れスマートフォン	携帯電話	子供向け携帯電話	ノートパソコン
機器の利用率	92.3%	51.6%	3.6%	3.3%	4.0%	4.5%	9.7%	15.7%
インターネット利用率	82.5%	50.0%	3.2%	1.4%	3.1%	1.5%	1.6%	14.6%
	デスクトップパソコン	タブレット	学習用タブレット	子供向け娯楽用タブレット	携帯音楽プレイヤー	携帯ゲーム機	据置型ゲーム機	インターネット接続テレビ
機器の利用率	6.4%	26.8%	4.9%	0.2%	15.5%	39.2%	17.6%	5.5%
インターネット利用率	6.0%	24.8%	3.3%	0.1%	6.1%	24.5%	10.9%	4.0%

図表 3 利用率の経年比較（平成 26 年度～平成 29 年度（スマートフォン（計））¹²



⁹ 図表 2～8は「平成 29 年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果（速報）」（平成 30 年 2 月 27 日、内閣府発表）から引用（http://www8.cao.go.jp/youth/kankyuu/internet_torikumi/tyousa.html）

調査期間 H29.11.3～H29.12.3、調査対象 満 10 歳から満 17 歳までの青少年及びその保護者（青少年 5,000 人、保護者 5,000 人）、回収結果 青少年 3,288 人（65.8%）、保護者 3,469 人（69.4%）

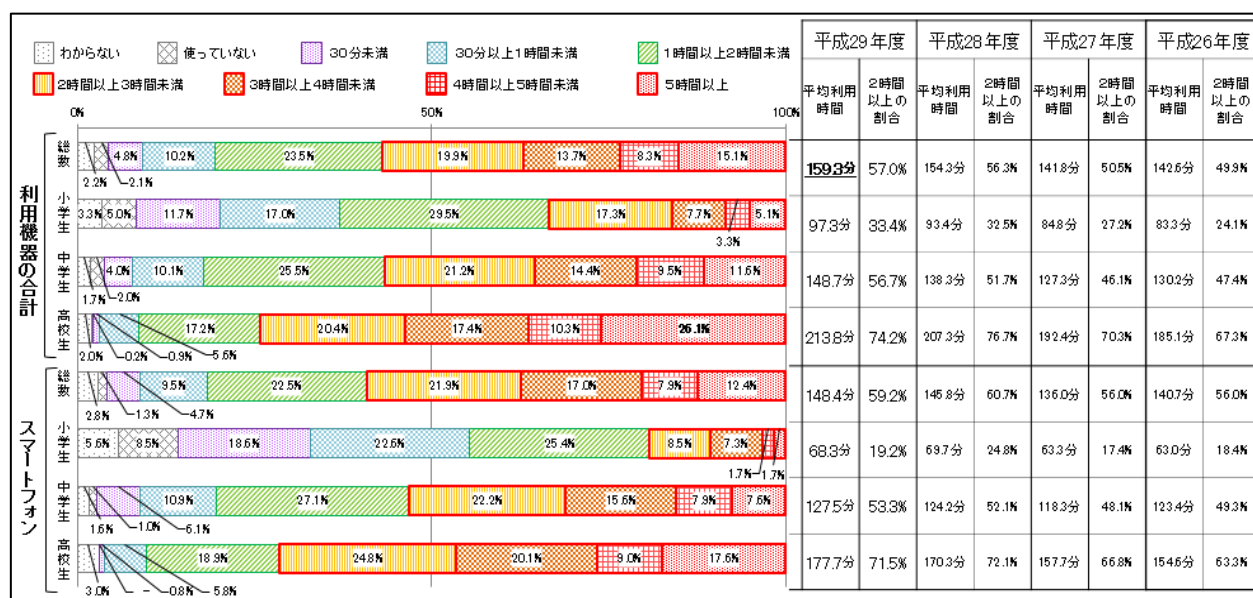
¹⁰ 「いずれかの機器」とは、青少年に対して調査したインターネット接続機器（調査対象 15 機器） スマートフォン、いわゆる格安スマートフォン、機能限定スマートフォンや子供向けスマートフォン、携帯電話の契約が切れたスマートフォン、携帯電話、機能限定携帯電話や子供向け携帯電話、ノートパソコン、デスクトップパソコン、タブレット、学習用タブレット、子供向け娯楽用タブレット、携帯音楽プレイヤー、携帯ゲーム機、据置型ゲーム機、インターネット接続テレビ

¹¹ 図表 2、3は、回答した青少年全員をベースに集計。回答数は以下のとおり。平成 29 年度：総数(n=3288) 小学生(n=1016) 中学生(n=1309) 高校生(n=942) 平成 28 年度：総数(n=3284) 小学生(n=1012) 中学生(n=1279) 高校生(n=987) 平成 27 年度：総数(n=3442) 小学生(n=1060) 中学生(n=1349) 高校生(n=1018) 平成 26 年度：総数(n=3441) 小学生(n=1080) 中学生(n=1329) 高校生(n=1007)

¹² 「スマートフォン（計）」は、スマートフォン、いわゆる格安スマートフォン、子供向けスマートフォン、携帯電話の契約が切れたスマートフォンのいずれかを利用すると回答した青少年をベースに集計。

イ 青少年のインターネット利用時間は、平成 27 年度調査以後、増加を続けているほか、学校種が上がるほど長時間傾向にあり、高校生では 26.1%が利用機器の合計で1日5時間以上インターネットを利用し、スマートフォンに限れば、高校生の 71.5%が1日2時間以上インターネットを利用している。(図表4)

図表4 青少年のインターネットの利用時間（平日1日あたり）¹³



¹³ 「利用機器の合計」は、青少年に対して調査した15機器のうち、いずれかの機器でインターネットを利用していると回答した青少年をベースに集計。平成29年度：総数(n=2713) 小学生(n=664) 中学生(n=1115) 高校生(n=915) 平成28年度：総数(n=2635) 小学生(n=625) 中学生(n=1051) 高校生(n=953) 平成27年度：総数(n=2743) 小学生(n=650) 中学生(n=1083) 高校生(n=995) 平成26年度：総数(n=2615) 小学生(n=572) 中学生(n=1055) 高校生(n=965)

「スマートフォン」は、「スマートフォン」でインターネットを利用していると回答した青少年をベースに集計。平成29年度：総数(n=1644) 小学生(n=177) 中学生(n=608) 高校生(n=842) 平成28年度：総数(n=1549) 小学生(n=157) 中学生(n=509) 高校生(n=878) 平成27年度：総数(n=1589) 小学生(n=155) 中学生(n=507) 高校生(n=914) 平成26年度：総数(n=1475) 小学生(n=98) 中学生(n=483) 高校生(n=874)

「平均利用時間」は、「使っていない」は0分とし、「わからない」を除いて平均値を算出。

「利用機器の合計」の利用時間は、回答者が利用している各機器の利用時間を合算したもの。

(2) 利用内容・接続機器・接続方法等の多様化

ア 「青少年実態調査」によると、青少年のインターネット利用内容は、高校生ではコミュニケーション(89.8%)、動画視聴(84.9%)、音楽視聴(83.3%)が上位、中学生では、動画視聴(80.3%)、ゲーム(73.5%)、コミュニケーション(70.4%)が上位、小学生では、ゲーム(77.9%)、動画視聴(63.6%)が上位である。

また、図表5のとおり、学校種ごとに傾向の差異はあるものの、インターネットの利用内容が様々であることが伺える。(図表5)¹⁴

図表5 青少年のインターネットの利用内容(平成29年度)¹⁵

		コミュニケーション	ニュース	情報検索	地図・ナビゲーション	音楽視聴	動画視聴	電子書籍	ゲーム	ショッピング・オークション	その他
いずれかの機器	総数 (n=2713)	68.2%	31.7%	61.9%	30.1%	63.7%	77.7%	14.4%	74.9%	13.7%	7.5%
	小 (n=664)	34.3%	9.3%	38.0%	5.6%	33.1%	63.6%	4.8%	77.9%	2.6%	9.2%
	中 (n=1115)	70.4%	30.7%	61.9%	23.9%	65.7%	80.3%	14.6%	73.5%	9.4%	7.1%
	高 (n=815)	89.8%	49.0%	78.9%	54.9%	83.3%	84.9%	21.1%	74.8%	27.1%	6.6%
スマートフォン	総数 (n=1644)	83.9%	38.6%	67.0%	40.7%	71.5%	78.8%	15.5%	72.1%	17.3%	1.8%
	小 (n=177)	46.9%	9.0%	38.4%	7.9%	31.1%	59.9%	4.0%	76.8%	0.6%	1.7%
	中 (n=608)	84.5%	34.2%	61.8%	29.9%	69.1%	77.6%	13.2%	69.7%	9.2%	1.5%
	高 (n=842)	91.1%	47.7%	76.7%	54.9%	81.6%	83.6%	19.5%	72.9%	26.7%	2.0%

¹⁴ 第33回検討会における尾上委員の取組発表によると、公益社団法人日本PTA全国協議会が実施した「子どもとメディアに関する意識調査」(平成27年3月公表)の結果、調査対象である中学2年生(n=2,599)の50%以上がインターネットの利用目的として挙げた項目は、情報収集(勉強以外、勉強のためのいずれも)、音楽などのダウンロード、家族親族との連絡、友達とのコミュニケーション、オンラインゲームと多岐にわたる。

検討会議事録・配付資料等(http://www8.cao.go.jp/youth/kankyuu/internet_torikumi/kaigi.html(以下同じ))

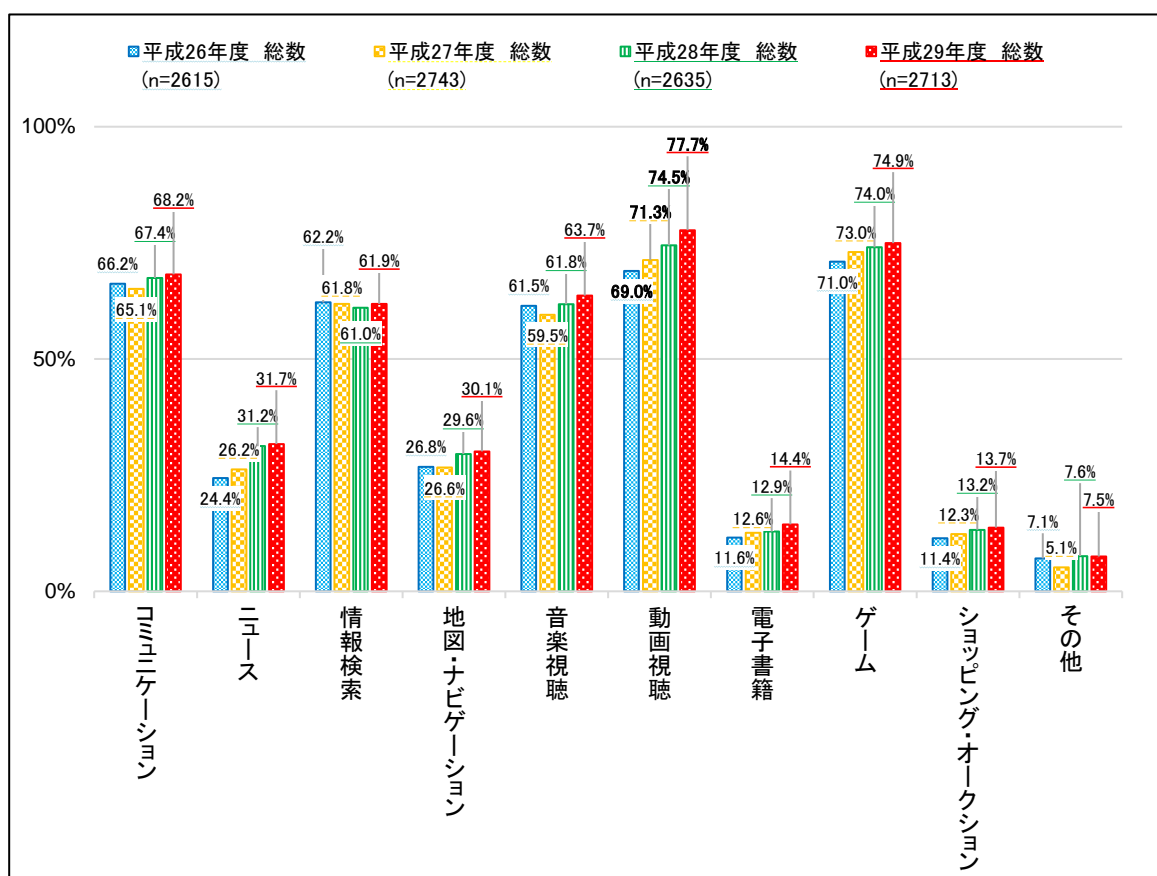
¹⁵ 「いずれかの機器」については、青少年に対して調査した15機器のうち、いずれかの機器でインターネットを利用していると回答した青少年、「スマートフォン」については、「スマートフォン」でインターネットを利用していると回答した青少年をベースに集計。

さらに、平成26年度以降の調査結果を比較すると、多くの項目において、増加又は微増の傾向が認められ、日常生活の各種活動におけるインターネットの利用が進んでいることが伺える。(図表6)

加えて、グローバルな事業者によるサービスが広く普及しているほか、当検討会においても話題となったインターネットを利用した教育サービスやフリーマーケットアプリによる中古品の売買サービス、写真共有アプリケーションや動画投稿サイトなど、新たなサービスが提供されている現状にある。

その他、総務省「情報通信白書平成29年版¹⁶」によれば、我が国における代表的なSNSであり、経年比較可能なLINE、Facebook、Twitter等の6つサービスのいずれかを利用している割合をみると、全体では、2012年の41.4%から、2016年には71.2%にまで上昇しており、スマートフォンと合わせてSNSの利用が社会に定着してきたことが伺われる。

図表6 利用内容の経年比較(平成26年度～平成29年度(青少年、いずれかの機器))



¹⁶ 総務省情報通信白書 平成29年版 (<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/whitepaper/ja/h29/pdf/index.html>)

イ 利用内容の多様化と同様、インターネット接続機器は、従来のいわゆるガラケーやPHS、デスクトップパソコンだけではなく、スマートフォン、タブレット端末、携帯音楽プレーヤー、携帯ゲーム機など多種多様な機器がインターネットに接続できる機能を有しているほか、子供用の玩具、家電製品、AIスピーカー等、インターネットに接続して使用する機器はますます増える傾向にある。

ウ 携帯電話回線を介さないインターネット接続も増えている。

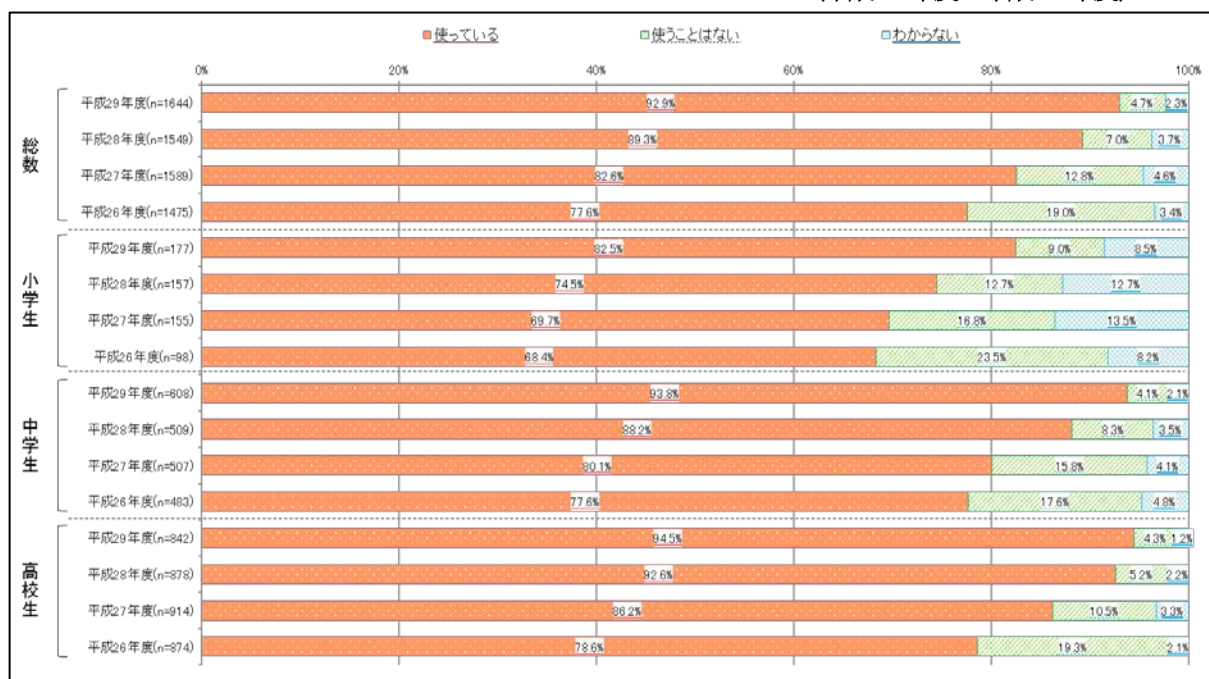
「青少年実態調査」によれば、青少年のスマートフォンによる無線LAN回線の利用率は、平成26年度調査では77.6%であったところ、毎年度増加を続け、平成29年度調査では92.9%となった。(図表7)

同傾向は小学生、中学生、高校生ともに同様であり、端末そのものにフィルタリングを講じる必要性が増している。

また、携帯ゲーム機¹⁷などの身近な機器が無線LANを用いてインターネットに接続できることを保護者に周知する必要がある。^{18 19}

図表7 青少年のスマートフォンによる無線LAN回線の利用率の経年比較²⁰

(平成26年度～平成29年度)



¹⁷ 2010年～2017年に大手ゲーム機メーカーから発売されたゲーム機9機種(携帯ゲーム機、据置き機)は、いずれも無線LANによるインターネット接続が可能

¹⁸ 第34回検討会における経済産業省の発表によれば、CESA(一般社団法人コンピューターエンターテインメント協会)では、経済産業省と連携して保護者向け啓発リーフレット「ゲームを安心・安全に楽しむために知ってもらいたいこと」を作成、配布

¹⁹ 第32回検討会における五十嵐委員の取組発表によると、日野市立平山小学校では平成26年～平成28年、専門家を招いて保護者向けの情報モラルに関する講演会等を実施。保護者アンケートでは、「ゲーム機と音楽プレーヤーがこんなに色々できるとは知らなかった」等の驚きの声があった。

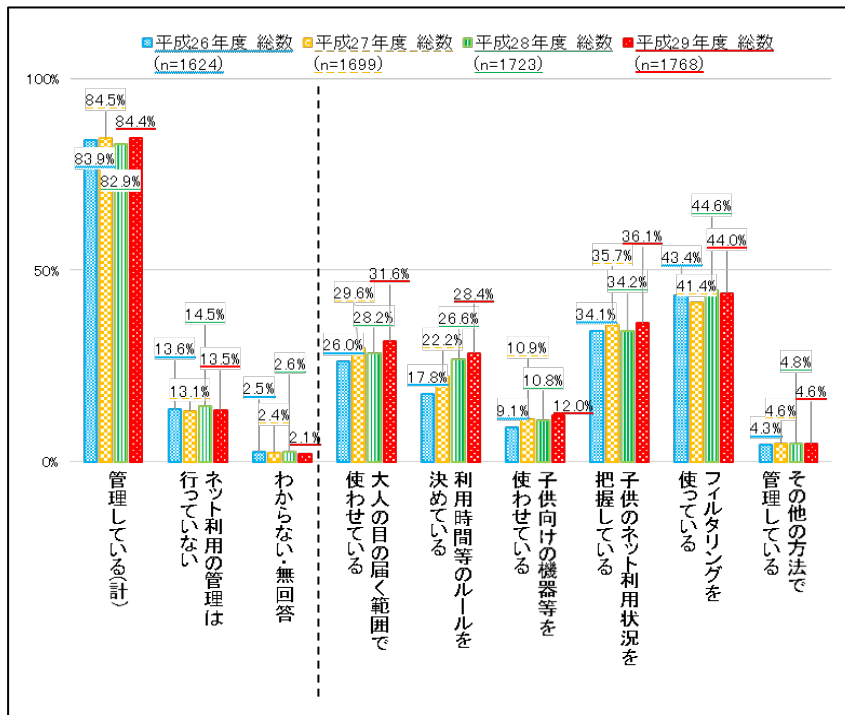
²⁰ 「スマートフォン」でインターネットを利用していると回答した青少年をベースに集計。

(3) フィルタリングの利用状況等

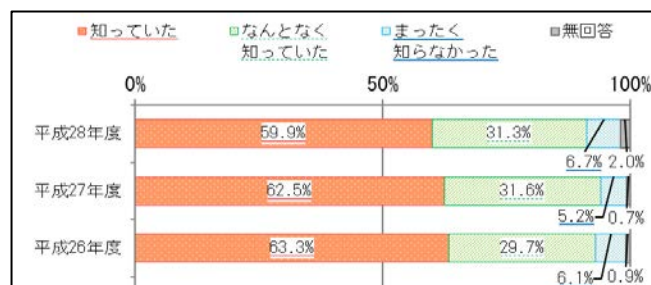
ア 「青少年実態調査」によると、スマートフォンを使用してインターネットを利用している青少年の保護者が、フィルタリングを利用している割合は44.0%であり、平成26年度調査以後、横ばい状態である。(図表8)

また、フィルタリングの認知については、過去3年間(平成26年度～平成28年度)の調査において、「フィルタリングを知っていた」とする割合が微減傾向にある。(図表9)

図表8 スマートフォンにおける保護者の取組の経年比較(平成26年度～平成29年度)²¹



図表9 フィルタリングの認知²²



²¹ 青少年が「スマートフォン」を利用してインターネットを利用していると回答した保護者をベースに集計。平成28年度・平成29年度は、質問文に続くフィルタリングに係る説明資料の内容に変更を加え、また、選択肢「機器に備わっている利用制限・閲覧制限機能等を使っている」を削ったため、「フィルタリングを使っている」の回答については、平成26年度・平成27年度の調査結果と直接比較できない。

²² 図表9は、「平成28年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果(概要)」(平成29年3月30日、内閣府発表)から引用(http://www8.cao.go.jp/youth/kankyau/internet_torikumi/tyousa.html) 回答した保護者全員をベースに集計。平成28年度(n=3541) 平成27年度(n=3641) 平成26年度(n=3637)

イ 当検討会において、「青少年実態調査（平成 28 年度）」に基づき、フィルタリングの利用実態について検討したところ、フィルタリングを利用している保護者もインターネットの管理対策を行っていない保護者もフィルタリングの認知度、インターネット上の危険性の認識等に大きな差がないことが分かった。（図表 10、11）²³

また、フィルタリングを利用している保護者は、青少年のインターネット利用のために必要と考える取組として、フィルタリングに関する項目では、「フィルタリングの性能向上（54.1%）」、「フィルタリングの操作の簡易化（43.2%）」を挙げている。（図表 12）

図表 10 保護者のフィルタリングの認知度²⁴

		フィルタリングを知っていた（計）	フィルタリングをまったく知らなかった	無回答	母数回答者数（人）
フィルタリングを使っている	回答数	738	18	13	769
	%	96.0	2.3	1.7	
管理対策は行っていない	回答数	225	20	5	250
	%	90.0	8.0	2.0	

図表 11 保護者のインターネット上の危険性に関する具体的な認識及び認識している危険性

		ネット上の危険性を知っている（計）	認識しているネット上の危険性（複数回答）								いずれも知らない	無回答	母数回答者数（人）
			出会い系や著作権等の違法情報の問題	ネット上コミュニケーションの注意点	プライバシー保護の問題	成人向け情報等の有害情報の問題	セキュリティ対策の問題	電子商取引の問題	ネットの過度の利用の問題				
フィルタリングを使っている	回答数	734	663	607	597	576	565	498	466	31	4	769	
	%	95.4	86.2	78.9	77.6	74.9	73.5	64.8	60.6	4.0	0.5		
管理対策は行っていない	回答数	225	185	151	160	164	151	130	125	22	3	250	
	%	90.0	74.0	60.4	64.0	65.6	60.4	52.0	50.0	8.8	1.2		

図表 12 保護者が青少年のインターネットの安全・安心な利用に必要と考える取組

		何らかの取組が必要だと思う（計）	ネットの安全利用のため必要と考える取組（複数回答）														その他	特にな	わからない	無回答	母数回答者数（人）
			有害サイトへの規制を強化する	家庭における取組を支援する	フィルタリングの性能を向上させる	フィルタリングの使用を徹底させる	学校において情報モラル教育を充実	安全な機能が業者が保護者に説明	フィルタリングの操作を簡単にする	保護者会等で保護者に対し啓発充実	小中学校への携帯電話の持込を禁止	相談機関・窓口の改善	国等が危険性等を保護者に説明する	小中学生には携帯電話を持たせない	保護者同士で相談できる関係を作る						
フィルタリングを使っている	回答数	752	504	421	416	405	399	335	332	256	219	211	115	113	105	29	8	9	-	769	
	%	97.8	65.5	54.7	54.1	52.7	51.9	43.6	43.2	33.3	28.5	27.4	15.0	14.7	13.7	3.8	1.0	1.2	-		
管理対策は行っていない	回答数	229	135	106	51	40	94	58	68	49	55	41	34	21	16	9	14	7	-	250	
	%	91.6	54.0	42.4	20.4	16.0	37.6	23.2	27.2	19.6	22.0	16.4	13.6	8.4	6.4	3.6	5.6	2.8	-		

²³ 図表 10～14 は、第 35 回青少年インターネット環境の整備等に関する検討会における内閣府資料（フィルタリングに関する各種データの分析結果）より抜粋。同資料は、青少年実態調査（平成 28 年度）に基づく分析結果

²⁴ 図表 10 中、「フィルタリングを知っていた」は「知っていた」「なんとなく知っていた」の合計

一方、フィルタリングを一度は使用していながら解除した保護者²⁵は、その解除理由として、「フィルタリングを使わなくてもネット利用を管理できる (44.0%)」のほか、「フィルタリングで制限されたサービスやアプリを使わせたい (35.7%)」、「子供にとって不便と感じた (35.7%)」との、いわゆる子供のインターネット利用の利便性に関する理由を挙げているが (図表13)、そのフィルタリングを解除した保護者の9割以上が、インターネットの安全利用に関しては、某かの取組が必要と考え、中でもフィルタリングに関しては、「性能の向上 (54.1%)」、「操作の簡易化 (43.4%)」を挙げている。(図表14)

図表13 保護者がフィルタリングを解除した理由

		解除理由あり(計)	フィルタリング解除理由(複数回答)							無回答	母数回答者数(人)
			使わなくてもネット利用を管理できる	フィルタリングで制限されているサービスやアプリを使わせたい	子供にとって不便と感じた	設定やカスタマイズが難しい	特に必要を感じない	効果がわからなかった	その他		
全てのネット機器	回答数	81	37	30	30	3	3	2	11	3	84
	%	96.4	44.0	35.7	35.7	3.6	3.6	2.4	13.1	3.6	
うち)スマートフォン	回答数	75	34	28	29	3	3	1	9	3	78
	%	96.2	43.6	35.9	37.2	3.8	3.8	1.3	11.5	3.8	

図表14 保護者のフィルタリング解除理由(上位3項目)と保護者が必要と考える取組

フィルタリング解除(保護者)		何らかの取組が必要だと思う(計)	ネットの安全利用のために必要と考える取組(複数回答)														特になし	わからない	無回答	母数回答者数(人)	
			有害サイトへの規制を強化する	家庭における取組を支援する	学校において情報モラル教育を充実	フィルタリングの性能を向上させる	フィルタリングの操作を簡単にする	安全な機能を業者が保護者に説明	小中学校への携帯電話の持込を禁止	フィルタリングの使用を徹底させる	相談機関・窓口の改善	保護者会等で保護者に対し啓発充実	小中学生には携帯電話を持たせない	保護者同士で相談できる関係を作る	国等が危険性等を保護者に説明する	その他					
フィルタリングを使っていたが解除した	回答数	81	50	48	33	30	20	17	16	16	14	13	11	10	8	6	1	2	-	84	
	%	96.4	59.5	57.1	39.3	35.7	23.8	20.2	19.0	19.0	16.7	15.5	13.1	11.9	9.5	7.1	1.2	2.4	-		
主な解除理由(複数回答)	使わなくてもネット利用を管理できる	回答数	36	23	28	15	15	6	6	6	4	8	5	1	6	4	1	-	1	-	37
	%	97.3	62.2	75.7	40.5	40.5	16.2	16.2	16.2	10.8	21.6	13.5	2.7	16.2	10.8	2.7	-	2.7	-		
	フィルタリングで制限されているサービスやアプリを使わせるため	回答数	30	19	18	14	15	4	5	7	4	6	5	5	7	5	-	-	-	-	30
	%	100.0	63.3	60.0	46.7	50.0	13.3	16.7	23.3	13.3	20.0	16.7	16.7	23.3	16.7	-	-	-	-		
子供にとって不便と感じた	回答数	28	23	18	12	12	9	8	8	6	6	7	4	3	2	2	1	1	-	30	
%	93.3	76.7	60.0	40.0	40.0	30.0	26.7	26.7	20.0	20.0	23.3	13.3	10.0	6.7	6.7	3.3	3.3	-			

²⁵ 図表13、14は、調査母数が少ないため、当検討会において、傾向を見るための参考値として使用した。

ウ フィルタリングの利用の要否に関する判断基準、例えば利便性などは、カスタマイズが詳細にできるフィルタリングを求める保護者や簡単な設定で手軽に使えるものを求める保護者など、保護者毎に異なるものであるが、どちらか一方が良いということではなくバランスが大事であり、保護者のニーズに合った安全なフィルタリングにつき、引き続き検討していく必要性を認めたものである。²⁶

エ なお、事業者団体である TCA²⁷では、フィルタリングサービスの分かりやすさの向上と、より一層の普及を図るため、総務省の ICT サービス安心・安全研究会の下に設置された「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース（以下、「総務省タスクフォース」という。）」における検討等を経て、平成 29 年 3 月から、携帯電話事業者各社が提供するフィルタリングサービスの名称及びアプリアイコンを統一²⁸したほか、大手携帯電話事業者各社では、同月、SNS 利用に対するフィルタリングのニーズや「ノーガード層」²⁹への救済策として、小・中・高の 3 段階だったフィルタリングのカテゴリに「高校生プラス」を追加³⁰し、保護者等が自らの判断での確かなサービスを選択できるよう取組を進めている。

²⁶ 総務省「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」においても、設定の複雑化・長時間化や、使い勝手の悪さが、保護者がフィルタリング設定を回避する理由のひとつとなっているのではないかと提言が行われた。

(http://www.soumu.go.jp/main_content/000432425.pdf)

²⁷ TCA（一般社団法人電気通信事業者協会）(<http://www.tca.or.jp/>)

²⁸ http://www.tca.or.jp/press_release/2017/0125_777.html

²⁹ フィルタリングを利用しておらず、フィルタリングが防いできた様々なリスクについて全く保護されていない「ノーガード」の状態にある利用者層（「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォースでの検討状況について」より。

(http://www.soumu.go.jp/main_content/000454953.pdf)

³⁰ 第 35 回検討会における TCA の取組発表によると、従来のカテゴリ（小学生モード、中学生モード、高校生モード）に追加、高校生プラスモードは、高校生モードで制限されている SNS 利用制限を外した仕様、原則は従来の 3 カテゴリであり、高校生プラスモードについては、能動的な説明、積極的な勧奨はしないこととしている。

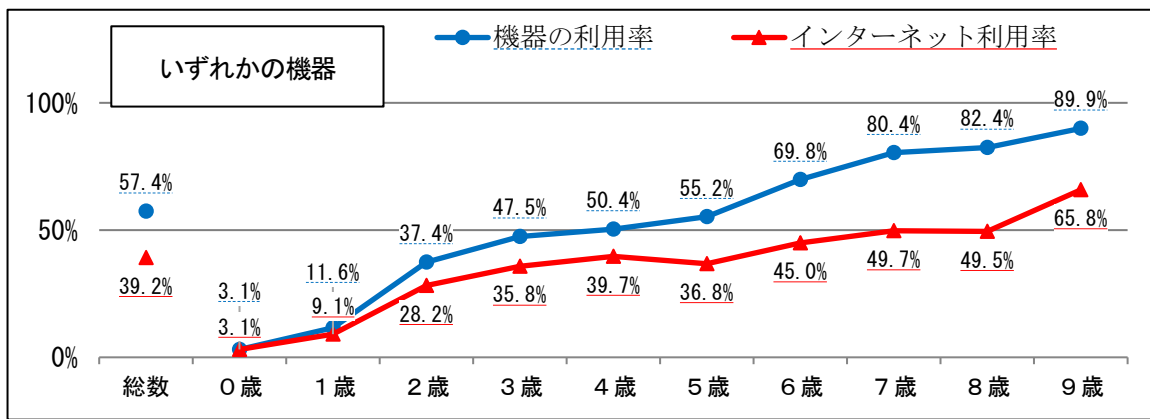
3 インターネット利用者の低年齢化

(1) 低年齢層の子供のインターネット利用状況

ア 内閣府において平成 29 年に実施した「低年齢層の子供のインターネット利用環境実態調査³¹（以下「低年齢実態調査」という。）」によれば、0 歳～9 歳の子供の 39.2%がいずれかの機器³²を用いてインターネットを利用しており、年齢が上がるとともにその利用率は高くなっている。（図表 15）

また、利用する機器はスマートフォン（19.4%）、タブレット（18.3%）、携帯ゲーム機（7.2%）が上位である。（図表 16）

図表 15 機器・インターネット利用率（子供の年齢別）³³



図表 16 機器・インターネット利用率（総数）

	いずれかの機器	スマートフォン	いわゆる格安スマートフォン	子供向けスマートフォン	携帯電話の契約が切れたスマートフォン	携帯電話	子ども向け携帯電話	ノートパソコン
機器の利用率	57.4%	24.6%	1.3%	0.5%	6.0%	1.9%	8.6%	6.2%
インターネット利用率	39.2%	19.4%	1.2%	-	4.8%	0.3%	0.3%	5.0%
	デスクトップパソコン	タブレット	学習用タブレット	子供向け娯楽用タブレット	携帯音楽プレイヤー	携帯ゲーム機	据置型ゲーム機	インターネット接続テレビ
機器の利用率	3.4%	22.6%	3.4%	1.4%	1.0%	28.3%	15.7%	5.8%
インターネット利用率	3.3%	18.3%	1.4%	0.3%	0.5%	7.2%	4.3%	3.6%

³¹ 図表 15～23 は「低年齢層の子供のインターネット利用環境実態調査 調査結果（概要）」（平成 29 年 5 月 19 日、内閣府発表）から引用（http://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/internet_torikumi/tyousa.html）

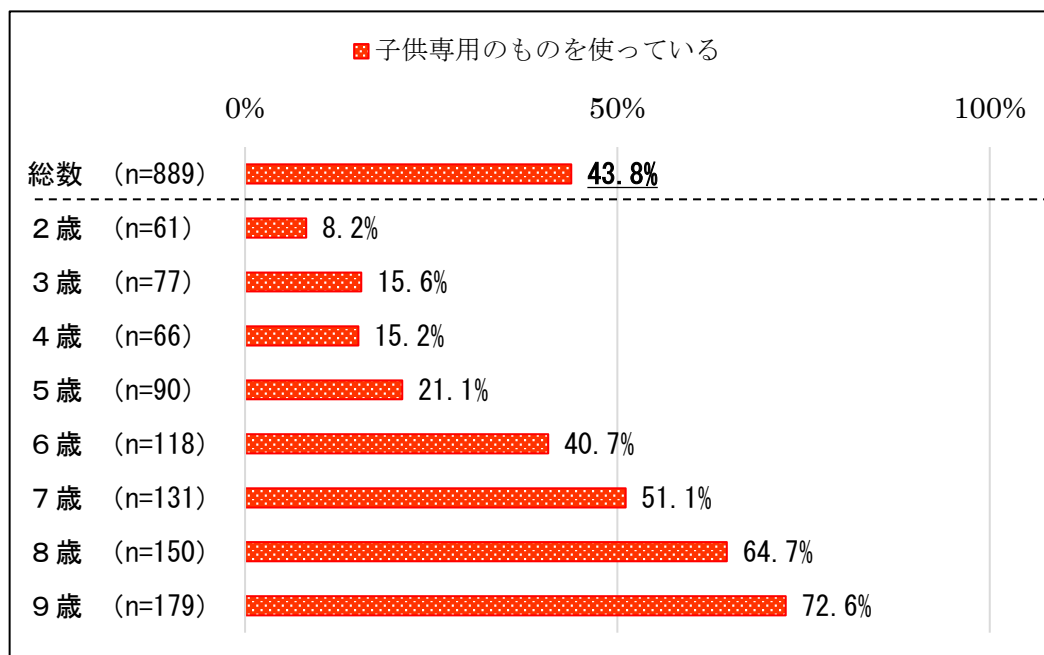
調査期間 H29.1.12～H29.1.30、調査対象 0 歳から満 9 歳の子供の保護者（2,000 人）、回収結果 1,550 人（77.5%）

³² いずれかの機器（調査対象の 15 機器）：スマートフォン、いわゆる格安スマートフォン、機能限定スマートフォンや子供向けスマートフォン、携帯電話の契約が切れたスマートフォン、携帯電話、機能限定携帯電話や子供向け携帯電話、ノートパソコン、デスクトップパソコン、タブレット、学習用タブレット、子供向け娯楽用タブレット、携帯音楽プレイヤー、携帯ゲーム機、据置型ゲーム機、インターネット接続テレビ

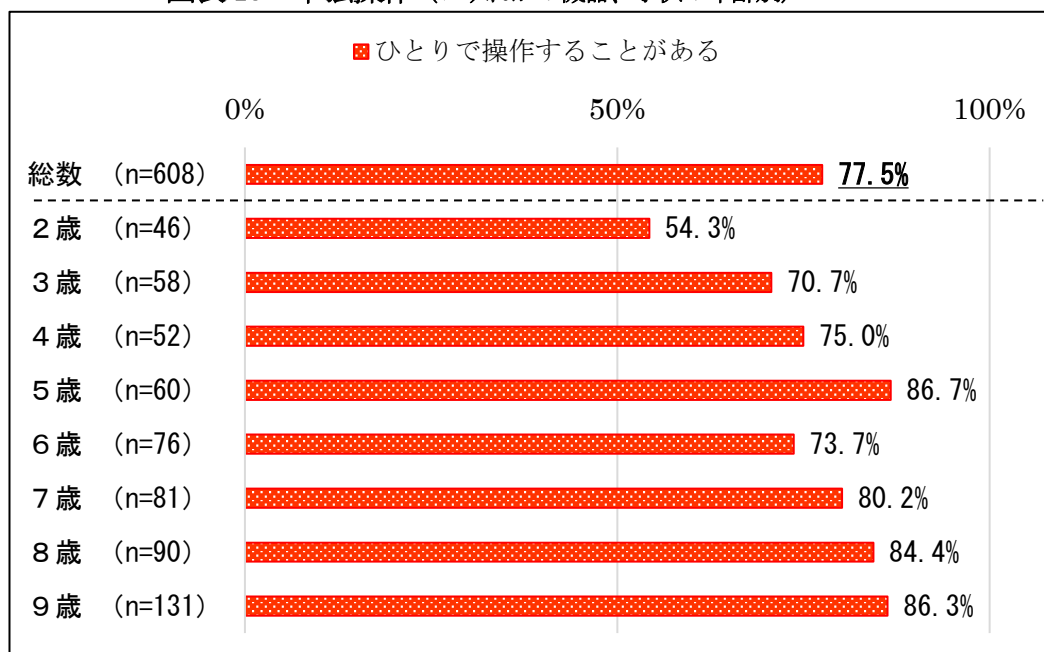
³³ 図表 15、16 は、回答した保護者全員をベースに集計。回答数は以下のとおり。総数（n=1,550）0 歳（n=97）1 歳（n=121）2 歳（n=163）3 歳（n=162）4 歳（n=131）5 歳（n=163）6 歳（n=169）7 歳（n=163）8 歳（n=182）9 歳（n=199）

イ インターネット接続機器を利用している子供のうち、43.8%が子供専用のものを使用しているほか（図表 17）、77.5%が子供単独で操作する機会がある。（図表 18）

図表 17 機器の専用・共用（いずれかの機器、子供の年齢別）³⁴



図表 18 単独操作（いずれかの機器、子供の年齢別）



³⁴ 図表 17、18 は、子供がいずれかの機器（15 機器）を利用していると回答した保護者をベースに集計。なお、0～1 歳は回答数が少ないため図示していない。

また、子供が単独で操作する機器は、携帯ゲーム機（88.4%）、携帯電話の契約が切れたスマートフォン（86.7%）が上位である（図表19）。³⁵

図表19 各機器の単独操作（総数）³⁶

	ひとりで操作する ことがある	ひとりで操作する ことはない	わからない・無 回答
スマートフォン (n=301)	70.8%	29.2%	-
いわゆる格安スマートフォン (n=18)	61.1%	38.9%	-
<u>携帯電話の契約が切れたスマートフォン</u> (n=75)	86.7%	13.3%	-
携帯電話 (n=5)	80.0%	20.0%	-
子供向け携帯電話 (n=5)	80.0%	-	20.0%
ノートパソコン (n=77)	45.5%	54.5%	-
デスクトップパソコン (n=51)	52.9%	45.1%	2.0%
タブレット (n=284)	78.5%	21.5%	-
学習用タブレット (n=22)	77.3%	22.7%	-
子供向け娯楽用タブレット (n=4)	75.0%	25.0%	-
携帯音楽プレイヤー (n=8)	75.0%	25.0%	-
携帯ゲーム機 (n=112)	88.4%	11.6%	-
据置型ゲーム機 (n=67)	77.6%	22.4%	-
インターネット接続テレビ (n=59)	55.9%	44.1%	-

³⁵ 安心ネットづくり促進協議会「ネット利用の低年齢化対策サブワーキング2016年度報告書」によれば、「親子兼用端末」や「おさがり端末」を使用させている場合、フィルタリング設定率等、安全のための各種設定・手段の利用率は低い傾向にある。

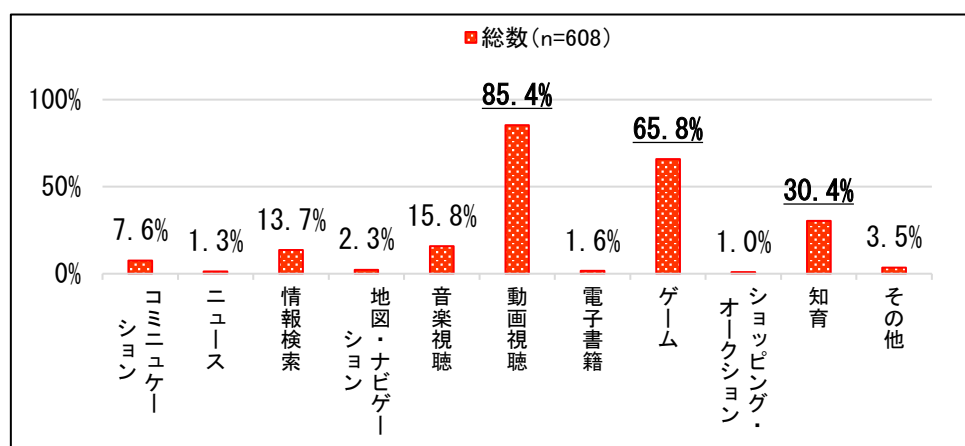
(https://www.good-net.jp/investigation/working-group/research-study_category_111/2017_118-1227_1089)

³⁶ 「各機器の単独操作」は、子供が各機器でインターネットを利用していると回答した保護者をベースに集計。なお、子供向けスマートフォンは、子供がインターネットを利用していると回答した保護者がいないため、図示しない。

ウ いずれかの機器でインターネットを利用する子供の利用内容は、動画視聴 (85.4%)、ゲーム (65.8%)、知育 (言葉・数遊び) (30.4%) が上位であり (図表 20)、動画視聴は全年齢で高い割合を示している。

また、ゲーム利用は年齢とともに利用率が高くなってきているほか、コミュニケーション目的の利用や情報検索は7歳から利用割合が大きく増加している。(図表 21)

図表 20 子供のインターネット利用内容 (いずれかの機器、総数)³⁷



図表 21 子供のインターネット利用内容 (いずれかの機器、子供の年齢別)

	コミュニケーション	ニュース	情報検索	地図・ナビゲーション	音楽視聴	動画視聴	電子書籍	ゲーム	ショッピング・オークション	知育	その他
総数 (n=608)	7.6%	1.3%	13.7%	2.3%	15.8%	85.4%	1.6%	65.8%	1.0%	30.4%	3.5%
0歳 (n=3)	-	-	-	-	33.3%	66.7%	-	-	-	66.7%	-
1歳 (n=11)	-	-	-	-	27.3%	100.0%	-	18.2%	-	36.4%	-
2歳 (n=46)	4.3%	-	-	-	6.5%	89.1%	2.2%	23.9%	-	30.4%	2.2%
3歳 (n=58)	1.7%	-	-	-	8.6%	91.4%	-	43.1%	1.7%	48.3%	-
4歳 (n=52)	1.9%	-	1.9%	-	15.4%	86.5%	-	61.5%	-	40.4%	1.9%
5歳 (n=60)	3.3%	1.7%	1.7%	-	6.7%	91.7%	-	61.7%	-	38.3%	5.0%
6歳 (n=76)	2.6%	1.3%	6.6%	3.9%	11.8%	86.8%	2.6%	71.1%	1.3%	30.3%	-
7歳 (n=81)	11.1%	1.2%	14.8%	3.7%	19.8%	85.2%	2.5%	77.8%	-	29.6%	3.7%
8歳 (n=90)	13.3%	1.1%	21.1%	4.4%	15.6%	75.6%	2.2%	76.7%	1.1%	21.1%	6.7%
9歳 (n=131)	13.0%	3.1%	34.4%	3.1%	25.2%	83.2%	2.3%	81.7%	2.3%	20.6%	5.3%

³⁷ 図表 20、21 については、子供がいずれかの機器 (15 機器) でインターネットを利用していると回答した保護者をベースに集計。

(2) 子供のインターネット利用に関する保護者の取組

ア 「低年齢実態調査」によると、スマートフォンを利用する子供の保護者のほぼ全てがいずれかの方法により子供のインターネット利用を管理していると回答しており、その管理方法については、「大人の目も届く範囲で使わせている(93.0%)」、「利用する時間や場所等のルールを決めている(45.2%)」が上位である。(図表 22)

図表 22 子供のインターネット利用に関する保護者の取組

(スマートフォン、子供の年齢別)³⁸

	管理している(計)	ネット利用の管理は行っていない	わからない・無回答	大人の目も届く範囲で使わせている	利用する時間や場所等のルールを決めている	子供向けの機器等を使わせている	子供の利用状況を把握している	フィルタリングを使っている	その他の方法で管理している
総数 (n=301)	99.0%	-	1.0%	93.0%	45.2%	16.6%	27.6%	8.0%	3.3%
0歳 (n=3)	100.0%	-	-	100.0%	-	-	-	-	-
1歳 (n=6)	100.0%	-	-	83.3%	50.0%	66.7%	-	16.7%	-
2歳 (n=31)	100.0%	-	-	100.0%	32.3%	29.0%	32.3%	9.7%	-
3歳 (n=33)	97.0%	-	3.0%	93.9%	30.3%	24.2%	6.1%	3.0%	3.0%
4歳 (n=35)	100.0%	-	-	97.1%	51.4%	11.4%	25.7%	2.9%	2.9%
5歳 (n=41)	95.1%	-	4.9%	90.2%	53.7%	14.6%	26.8%	7.3%	2.4%
6歳 (n=33)	100.0%	-	-	93.9%	54.5%	30.3%	33.3%	12.1%	3.0%
7歳 (n=31)	100.0%	-	-	96.8%	64.5%	12.9%	38.7%	-	3.2%
8歳 (n=35)	100.0%	-	-	85.7%	42.9%	8.6%	25.7%	8.6%	5.7%
9歳 (n=53)	100.0%	-	-	90.6%	37.7%	3.8%	35.8%	15.1%	5.7%

³⁸ 子供がスマートフォンを利用してインターネットを利用していると回答した保護者をベースに集計。

イ 低年齢層の子供を持つ保護者の 81.7%がインターネットに関する啓発等を受けた経験を有しており、中でも「テレビや本、パンフレットで知った (56.6%)」、「インターネットで知った (27.7%)」が上位である。

一方、6歳からは「学校における説明や配布資料によって知った」とする割合が高くなっている。(図表 23)

図表 23 保護者のインターネットに関する啓発や学習の経験 (子供の年齢別) ³⁹

	説明を受けた(計)	特に学んだことはない	わからない・無回答	テレビや本・パンフレットで知った	インターネットで知った	学校等で配布された資料で知った	学校等の保護者会等で説明を受けた	保護者同士の会話の中で知った	保護者自身が学生時に説明を受けた	友人から教えてもらった	購入時に資料をもらった	機器購入時に販売員に説明をうけた	国・公共団体等講座で教えてもらった	産科医、小児科医に教えてもらった	その他
総数 (n=1550)	81.7%	17.0%	1.2%	56.6%	27.7%	25.1%	23.7%	17.2%	9.7%	8.9%	3.4%	2.4%	2.0%	1.2%	1.7%
0歳 (n=97)	71.1%	27.8%	1.0%	56.7%	28.9%	6.2%	7.2%	7.2%	12.4%	8.2%	1.0%	-	2.1%	2.1%	1.0%
1歳 (n=121)	80.2%	18.2%	1.7%	60.3%	35.5%	13.2%	15.7%	5.8%	16.5%	5.0%	2.5%	1.7%	0.8%	2.5%	4.1%
2歳 (n=163)	77.9%	19.6%	2.5%	61.3%	34.4%	11.7%	12.3%	14.1%	11.7%	9.8%	2.5%	2.5%	2.5%	3.1%	3.7%
3歳 (n=162)	83.3%	16.0%	0.6%	60.5%	26.5%	13.0%	13.6%	14.2%	10.5%	11.7%	2.5%	3.1%	0.6%	3.1%	3.1%
4歳 (n=131)	79.4%	19.8%	0.8%	58.0%	24.4%	19.8%	16.8%	16.8%	17.6%	10.7%	3.1%	3.1%	0.8%	0.8%	0.8%
5歳 (n=163)	79.8%	20.2%	-	54.6%	28.8%	14.1%	20.9%	18.4%	6.1%	6.1%	1.2%	2.5%	0.6%	0.6%	1.8%
6歳 (n=169)	74.6%	23.1%	2.4%	47.3%	22.5%	24.3%	26.0%	16.0%	7.1%	8.9%	4.1%	1.2%	3.0%	-	1.2%
7歳 (n=163)	87.1%	11.7%	1.2%	58.3%	26.4%	36.2%	30.7%	19.6%	9.8%	11.0%	3.1%	0.6%	4.3%	-	-
8歳 (n=182)	89.0%	9.3%	1.6%	54.9%	25.3%	46.2%	35.2%	28.0%	6.6%	8.8%	5.5%	4.9%	2.2%	-	0.5%
9歳 (n=199)	87.9%	11.6%	0.5%	55.8%	27.1%	47.2%	42.7%	22.6%	5.0%	8.0%	6.0%	3.0%	2.5%	0.5%	1.5%

³⁹ 回答した保護者全員をベースに集計

(3) 低年齢層の子供の保護者に対するインターネット利用に関する啓発

ア 当検討会において、「低年齢実態調査」を基に検討したところ、低年齢層の「子供」がインターネットに関係する啓発や教育を受けた割合は、小学校から大きく増加しており、教育や啓発を受けた機会別では、「保護者が教えた」、「幼稚園、保育園、学校等で教えてもらった」とする回答が小学校から大きく増加している。(図表 24)⁴⁰

また、低年齢の子供を持つ「保護者」がネットの安全利用に関して教育や啓発を受けた機会は、子供が小学生になると「子供の保護者」としての位置付けに関連する項目⁴¹が、大きく増加している。(図表 25)

ここから、小学校における保護者への教育啓発は、保護者のネットの安全利用に関する「意識づけ」に寄与していると推定でき、低年齢層からの切れ目のない普及啓発には、未就学児の「保護者」へのアプローチ確保が重要となると考えられる。

図表 24 低年齢層の「子供」が、ネットの安全利用に関して教育や啓発を受けた機会

	教育や啓発を受けた(計)	教育や啓発を受けた機会(複数回答)											教育や啓発を受けていない	わからない	無回答	母数回答者数(A)
		保護者が教えた	幼稚園、保育園、学校等で教えてもらった	テレビや本・ハンドブック等で学んだ	兄弟・姉妹が教えた	インターネットで学んだ	友達から教えてもらった	機器の購入時に販売員に説明された	機器の購入時に資料をもらった	産科医や小児科医に教えてもらった	その他					
総数	480	336	237	82	39	23	13	10	4	2	-	958	105	7	1550	
	%	31.0	21.7	15.3	5.3	2.5	1.5	0.8	0.6	0.3	0.1	0.0	61.8	6.8	0.5	
在宅児童(324人中、3歳以下が314人)	24	12	4	10	-	2	1	1	-	1	-	283	15	2	324	
	%	7.4	3.7	1.2	3.1	0.0	0.6	0.3	0.3	0.0	0.3	0.0	87.3	4.6	0.6	
幼稚園・保育園児	113	83	23	22	8	12	2	4	2	1	-	478	47	4	642	
	%	17.6	12.9	3.6	3.4	1.2	1.9	0.3	0.6	0.3	0.2	0.0	74.5	7.3	0.6	
小学生(小1~小4)	342	240	209	49	31	8	10	5	2	-	-	192	43	1	578	
	%	59.2	41.5	36.2	8.5	5.4	1.4	1.7	0.9	0.3	0.0	0.0	33.2	7.4	0.2	
無回答	1	1	1	1	-	1	-	-	-	-	-	5	-	-	6	
	%	16.7	16.7	16.7	16.7	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	83.3	0.0	0.0	

図表 25 低年齢層の子供の「保護者」が、ネットの安全利用に関して教育や啓発を受けた機会

	教育や啓発を受けた(計)	教育や啓発を受けた機会(複数回答)											教育や啓発を受けていない	わからない	無回答	母数回答者数(A)	
		テレビや本・ハンドブック等で知った	インターネットで知った	幼稚園、保育園、学校等で配布された資料で知った	幼稚園、保育園、学校等で説明を受けた	保護者同士の会話の中で知った	保護者自身が学生時に説明を受けた	友人から教えてもらった	購入時に資料をもらった	機器購入時に販売員に説明をうけた	団・公共団体等講座で教えてもらった	産科医、小児科医に教えてもらった					その他
総数	1267	877	430	389	367	267	151	138	52	37	31	18	27	264	13	6	1550
	%	81.7	56.6	27.7	25.1	23.7	17.2	9.7	8.9	3.4	2.4	2.0	1.7	17.0	0.8	0.4	
在宅児童の保護者	251	197	104	35	39	34	36	30	4	4	6	10	5	69	3	1	324
	%	77.5	60.8	32.1	10.8	12.0	10.5	11.1	9.3	1.2	1.2	1.9	3.1	1.5	0.9	0.3	
幼稚園・保育園児の保護者	506	352	176	100	114	97	72	56	20	15	8	7	18	127	7	2	642
	%	78.8	54.8	27.4	15.6	17.8	15.1	11.2	8.7	3.1	2.3	1.2	1.1	2.8	1.1	0.3	
小学生(小1~小4)の保護者	507	326	148	253	213	136	42	52	28	18	17	1	4	65	3	3	578
	%	87.7	56.4	25.6	43.8	36.9	23.5	7.3	9.0	4.8	3.1	2.9	0.2	0.7	11.2	0.5	
無回答	3	2	2	1	1	1	1	-	-	-	-	-	-	3	-	-	6
	%	50.0	33.3	33.3	16.7	16.7	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	50.0	0.0	0.0	

⁴⁰ 図表 24~27 は、第 36 回青少年インターネット環境の整備等に関する検討会における内閣府資料(低年齢層の子供に係る教育・啓発関連データの分析結果について)より抜粋

⁴¹ 「学校等で配布された資料で知った」「学校等の保護者会等で説明を受けた」「保護者同士の会話の中で知った」の 3 項目

イ インターネットの安全利用に関して保護者が必要と考える取組として教育啓発に関連する項目に着目すると、保護者の半数以上が「家庭における取組支援」「情報モラル教育の充実」の項目を挙げ、子供の年齢層如何を問わず、比較的多数の回答がなされている。(図表 26)

また、これらの項目を必要と回答した割合は、教育啓発を受けた保護者の方が、受けていない保護者より高い傾向にある。(図表 27)

前記図表 23 のとおり、保護者の多くがインターネット利用に関する教育啓発を受けていることに鑑みると、保護者が必要性を感じる「更なる」教育啓発の在り方を今後も模索し、実行していく必要性があるものと考えられる。

図表 26 低年齢層の子供の「保護者」が、ネットの安全利用に関して必要だと考える取組 (子供の年齢別)

	取組が必要だと思う(計)	ネットの安全利用に必要なと考える取組(複数回答)															特にな	わから	無回答	母数回答者数(人)
		ネット利用のルール作りなど、家庭における取組を支援する	有害サイトへの規制を強化する	フィルタリングの使用を徹底させる	幼稚園・保育園、学校等で情報モラル教育を充実	フィルタリングの性能を向上させる	フィルタリングの操作を簡単にする	安全な機能を業者が保護者に説明	保護者会等で保護者に対し啓発充実	相談機関・窓口の改善	小学校や園への携帯端末の持ち込み禁止	未就学児等に携帯端末を持たせない	保護者同士で相談できる関係を作る	団等が危険性等を保護者に説明する	その他					
総数	1506	996	981	834	817	765	641	477	455	390	384	321	238	195	26	25	19	-	1550	
	%	64.3	63.3	53.8	52.7	49.4	41.4	30.8	29.4	25.2	24.8	20.7	15.4	12.6	1.7	1.6	1.2	0.0		
在宅児童の保護者	314	196	206	182	166	172	126	110	100	97	84	75	51	44	5	6	4	-	324	
	%	60.5	63.6	56.2	51.2	53.1	38.9	34.0	30.9	29.9	25.9	23.1	15.7	13.6	1.5	1.9	1.2	0.0		
幼稚園・保育園の保護者	624	418	390	338	344	309	249	193	172	162	169	141	105	74	14	11	7	-	642	
	%	65.1	60.7	52.6	53.6	48.1	38.8	30.1	26.8	25.2	26.3	22.0	16.4	11.5	2.2	1.7	1.1	0.0		
小学生(小1~小4)の保護者	562	376	380	308	302	278	263	170	180	128	129	102	79	73	-	8	8	-	578	
	%	65.1	65.7	53.3	52.2	48.1	45.5	29.4	31.1	22.1	22.3	17.6	13.7	12.6	1.2	1.4	1.4	0.0		
無回答	6	6	5	6	5	6	3	4	3	3	2	3	3	4	-	-	-	-	6	
	%	100.0	83.3	100.0	83.3	100.0	50.0	66.7	50.0	50.0	33.3	50.0	50.0	66.7	0.0	0.0	0.0	0.0		

図表 27 低年齢層の子供の「保護者」が、ネットの安全利用に関して必要だと考える取組 (ネットの安全利用に関する教育啓発を受けた経験の有無別)

	取組が必要だと思う(計)	ネットの安全利用に必要なと考える取組(複数回答)															特にな	わから	無回答	母数回答者数(人)
		ネット利用のルール作りなど、家庭における取組を支援する	有害サイトへの規制を強化する	フィルタリングの使用を徹底させる	幼稚園・保育園、学校等で情報モラル教育を充実	フィルタリングの性能を向上させる	フィルタリングの操作を簡単にする	安全な機能を業者が保護者に説明	保護者会等で保護者に対し啓発充実	相談機関・窓口の改善	小学校や園への携帯端末の持ち込み禁止	未就学児等に携帯端末を持たせない	保護者同士で相談できる関係を作る	団等が危険性等を保護者に説明する	その他					
総数	1506	996	981	834	817	765	641	477	455	390	384	321	238	195	26	25	19	-	1550	
	%	64.3	63.3	53.8	52.7	49.4	41.4	30.8	29.4	24.8	25.2	20.7	15.4	12.6	1.7	1.6	1.2	0.0		
ネットの安全利用に関して教育や啓発を受けた経験がある	1246	850	827	699	696	645	542	403	398	329	330	272	208	161	24	9	12	-	1267	
	%	67.1	65.3	55.2	54.9	50.9	42.8	31.8	31.4	26.0	26.0	21.5	16.4	12.7	1.9	0.7	0.9	0.0		
教育や啓発を受けていない	243	134	147	129	116	115	95	72	54	53	58	46	29	34	1	15	6	-	264	
	%	50.8	55.7	48.9	43.9	43.6	36.0	27.3	20.5	20.1	22.0	17.4	11.0	12.9	0.4	5.7	2.3	0.0		
わからない	11	8	3	3	2	4	1	2	1	1	1	2	-	-	-	1	1	-	13	
	%	61.5	23.1	23.1	15.4	30.8	7.7	15.4	7.7	7.7	7.7	15.4	0.0	0.0	0.0	7.7	7.7	0.0		
無回答	6	4	4	3	3	1	3	-	2	1	1	1	1	-	-	-	-	-	6	
	%	66.7	66.7	50.0	50.0	16.7	50.0	0.0	33.3	16.7	16.7	16.7	16.7	0.0	16.7	0.0	0.0	0.0		

(4) 低年齢層の子供のインターネット利用を見据えた現状の取組事例

ア 文部科学省では、インターネット上のマナーや家庭でのルールづくりの重要性を周知するため、有識者により各地域で保護者等を対象とした学習・参加型のシンポジウムやトークセッション等を開催する「ネットモラルキャラバン隊」を実施しており、平成 29 年度はインターネット利用の低年齢化を踏まえて初めて全国国公立幼稚園・こども園 P T A 連絡協議会と連携し、幼稚園の子供を持つ保護者に向けた啓発を実施している。

イ また、地域の先進的な取組を支援する「ネット対策地域支援」事業においても、平成 29 年度から新たな実施メニューとして、「乳幼児～小学生低学年の保護者に対する、スマホ等の利用に関する教育・啓発活動、フォーラム等の実施」を追加するなど低年齢層に向けた啓発に取組を開始している。⁴²

このほか、「地域における家庭教育支援総合推進事業」において、乳幼児期の子供を持つ保護者も含めた、保護者向けの家庭教育に関する学習講座や研修会等の実施に対して補助を行っており、平成 28 年度中にインターネットや携帯電話等に関する講座を実施した地方公共団体の割合は 49.3%と、事業実施団体の約半数で実施している。

また、学校教育においても小学校低学年から情報モラル教育に取り組む例が見られる。

ウ 総務省では、インターネット利用におけるトラブルの事例を調査し、その予防及び対処法をまとめた「インターネットトラブル事例集」⁴³を平成 21 年より毎年作成しており、平成 29 年度版では、低年齢層によるインターネット利用の実態を取り上げ、その保護者に向けた対処法等を紹介したものを作成している。

エ その他、関係省庁においても、インターネット利用者の低年齢化を見据えた各種取組を行っている。⁴⁴

⁴² 大阪府の事業では、青少年がインターネットや SNS を介した被害やトラブルの低年齢化傾向が見られることから、小学校低学年（2～4 年生を想定）の児童も対象とした「ネット・SNS 安全教室」を実施。

⁴³ インターネットトラブル事例集 (http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/jireishu.html)

⁴⁴ 例えば、経済産業省では、未就学児・小学生・中学生・高校生の保護者向けの段階別の啓発資料「インターネット利用に当たっての成長段階ごとの注意事項」を作成・公開している (http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/policy/filtering.html) ほか、厚生労働省では、インターネット利用の低年齢化を踏まえ、市町村の放課後児童クラブ等の担当部署に対して「安心ネット 冬休み・新学期一斉緊急行動」について周知を図っている。

オ また、FMMC⁴⁵は、情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省の協力の下、子どもたちのインターネットの安全な利用を目的に、インターネットの「影」の部分の存在も理解し、適切に対応可能とするための講座である「e-ネットキャラバン」を、全国で開催しているが⁴⁶、インターネット利用者の低年齢化の実態を踏まえ、平成28年より、対象学年を小学校5年生以上から、小学3年生以上に引き下げ、小学校3～4年生向けの教材の開発、講座を行っている。

カ その他、安心ネットづくり促進協議会⁴⁷では、低年齢層の子供を持つ保護者へのアンケート調査等を通じて幼児・児童及びその保護者のネット利用の実態と課題について調査し、効果的な啓発手法・テーマ等について検討を行った上で、インターネットを安全に利用するための啓発資料を低学年の保護者向け、未就学児の保護者向けにそれぞれ作成し、周知啓発を実施している。

⁴⁵ FMMC（一般財団法人マルチメディア振興センター）（<http://www.fmmc.or.jp/>）

⁴⁶ 第33回検討会におけるFMMCの発表によれば、平成28年11月30日現在、14,682件実施（受講者数約227万人）

⁴⁷ 安心ネットづくり促進協議会（<https://www.good-net.jp/>）

同協議会では、未就学児の保護者向けのリーフレットを作成公開している。（https://www.good-net.jp/sp/2017_059-1000_995）

4 地域における普及啓発の充実、担い手の確保の必要性

(1) 地域における普及啓発の担い手の確保の必要性

インターネットリテラシーの向上に向けた児童生徒や保護者に向けた教育啓発の在り方については、当検討会においても継続して議論してきたところであるが、中でも、地域を問わずインターネットが普及し、利用者が増加している現状から、地域における啓発の充実、そのための教育の担い手の確保の必要性は、目下の課題と考えられる。

現状として、関係機関・団体による各種取組により、地域における教育啓発の充実や、その担い手を増やす努力は行われているものの、当検討会における議論にて、度々挙げられた問題点として、専門家の人数に限りがあり、地域に赴いて講義を行うには時間的、場所的な制約があること、インターネットは全国で使えるが、地域の実情によって、使い方や教育啓発のニーズが異なること、地域や学校教育のコミュニティから外れている家庭の対応が難しいことなどがある。

そのほか、無料出前講座のニーズは高いものの、ボランティア講師の場合、スキルにばらつきがあることも問題点として挙げられる。

そのため、各地域において官民連携した継続的な取組や教育の担い手の確保を推進し、地域における普及啓発の充実を図っていく必要があり、その手法を模索していく必要がある。

(2) 地方公共団体等による取組事例

独自の取組を行っている地方公共団体もあり、当検討会において、その取組について報告、発表がなされたところである。

ア 東京都三鷹市では、従前から市内7地区で「小・中一貫教育⁴⁸」を実施し、毎年、教育カリキュラムの検証と改訂を行っていたところ、三鷹市教育委員会において「ICT教育カリキュラム改訂検討委員会」を立ち上げ、平成26年度にカリキュラムを改訂、児童・生徒を対象にしたICT教育だけではなく、SNS等の新たな問題への対応、義務教育9年間を通じた保護者啓発を明確にし、学校教育と家庭教育の連携を地方公共団体として推進している。

イ 秋田県では、平成25年から、社会全体で子供たちをインターネット上の有害情報やトラブル等から守り、インターネットを健全に利用できるようにすることを目的とした取組「大人が支える！インターネットセーフティ」を推進しており、同取組の一環として、家庭・地域・学校において、インター

⁴⁸ 第32回検討会における清原委員の取組事例発表によると、1つの中学校と2～3の小学校で構成、校舎はそのままに、小学校～中学校でカリキュラムの一貫性を持たせる取組、平成28年9月現在、7地区（小学校15校、中学校7校）

ネットの安全利用に関する地域の核となる人材（ネットに少し詳しい大人）を増やすため、「地域サポーター養成講座」を行っている。⁴⁹

ウ 岡山県では、平成 27 年から、インターネットの適正な利用を進め、生活習慣の改善を図り、家庭での学習時間の確保や犯罪被害などのトラブルから青少年を守ることを目的とした取組「スマホ・ネット問題総合対策」を推進しており、同取組の一環として、携帯電話事業者との協定締結、タスクフォースの設立を経て、官民一体となり青少年とその保護者に対するフィルタリングの普及啓発活動を継続実施している。⁵⁰

エ 一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会では、「あんしんショップ認定制度」を平成 29 年 1 月から開始、青少年とその保護者が携帯電話を購入する際に安心してサービスの相談等ができ、消費者保護と関係法令を順守することや青少年利用環境整備に寄与する旨を宣誓した店舗を指定している。⁵¹

(3) 地域における普及啓発の充実等を見据えた現状の取組事例

ア 総務省では、青少年におけるスマートフォン等の普及がめざましい状況を踏まえ、地方支分部局である総合通信局等が中心的な役割を果たし、各地域で関係者が幅広く連携し、リテラシー向上のための普及啓発活動を実施することができる体制整備に向けて、PTA、自治体等の地域の関係者との連携体制を構築し、草の根レベルでの周知啓発活動（研修会・セミナー）を開催しているほか、前述の「e-ネットキャラバン」の講師認定講習会を全国で開催し、地域に根ざした講師を育成している。

なお、平成 28 年度より保護者・教育者向けの上位講座として、フィルタリングの説明に特化した「e-ネットキャラバン Plus」が新設されている。

イ また、ICT の正しい利用方法について高校生が自ら考え、他者の意見を聴き、議論し、意見をまとめ、発表することにより、インターネット社会に臨む環境整備の一助になることを目指すため「高校生 ICT Conference」を、安心ネットづくり促進協議会、大阪私学教育情報化研究会、一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構、一般財団法人草の根サイバーセキュリティ運動全国連絡会が主催⁵²し、16 都道府県 17 箇所⁵³で開催している。

⁴⁹ 第 32 回検討会における秋田県の取組事例発表による。地域サポーター養成講座の講師・テキスト等作成は「子どもたちのインターネット利用について考える研究会」が実施。平成 25 年度～平成 27 年度中、9 地区 18 会場で 905 名が受講している。

⁵⁰ 第 36 回検討会における内閣府の発表による。

協定名：青少年の携帯電話やスマートフォン等の適切な利用の促進に関する協定

フィルタリング推奨宣言店登録制度、同宣言店店長との意見交換会、啓発リーフレットの作成・配布、講師派遣等を実施

⁵¹ 第 34 回検討会における総務省の発表による。

⁵² 共催：内閣府、消費者庁、総務省、文部科学省、経済産業省

⁵³ 平成 29 年度開催実績

ウ 文部科学省では、地域の先進的な取組を支援する「ネット対策地域支援」事業において、教育関係者やPTA関係者、大学生ボランティア等を対象として、インターネットやスマートフォン等の正しい利活用を指導するための人材を育成する、メディアリテラシー指導員の養成講座を実施している。

エ その他、内閣府では、地域が自立的・継続的に青少年のインターネット利用環境づくりに関する取組を実施できるような連携体制の構築を目的として青少年のインターネット利用環境づくりフォーラムを実施⁵⁴しているほか、警察庁では、サイバー防犯ボランティア⁵⁵による活動の促進及び、その裾野の拡大を目的に、ボランティア活動に関する基本的心得、具体的な活動方法等をまとめた「サイバー防犯ボランティア活動のためのマニュアル」を平成29年に改訂している。

また、経済産業省では委託事業として「インターネット安全教室⁵⁶」を全国各地で開催している。

⁵⁴ 開催県：平成27年（岡山県、山形県、栃木県）、平成28年（茨城県、島根県、和歌山県）、平成29年（鹿児島県、福井県、青森県）

⁵⁵ サイバー防犯ボランティア：全国202団体、8,598名（平成28年末）

⁵⁶ インターネット安全教室：経済産業省委託事業、主体IPA（独立行政法人情報処理推進機構）、全国71共催団体とともに保護者や自治体職員、教職員に対して情報セキュリティ、情報モラルに関する普及啓発活動を行うもの。

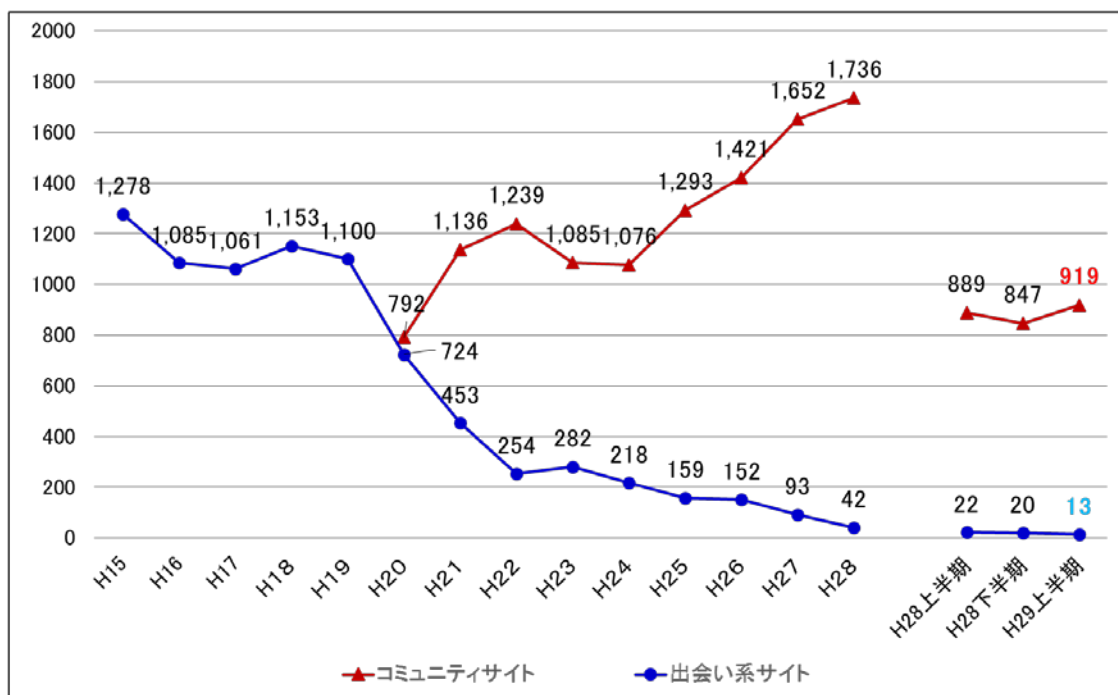
5 コミュニティサイトに起因する青少年の犯罪被害等の増加

(1) 被害児童数の推移

警察庁が発表した「平成28年におけるコミュニティサイト等に起因する事犯の現状と対策について」⁵⁷によると、平成28年中、コミュニティサイト⁵⁸に起因する事犯の被害児童は1,736人で、平成20年以降、増加傾向が継続しており、過去最多の被害児童数となった。

また、その後発表された「平成29年上半期におけるコミュニティサイト等に起因する事犯の現状と対策について」⁵⁹によると、平成29年上半期のコミュニティサイトに起因する被害児童数は919人で、上半期としては過去最多の被害児童数である。(図表28)

図表28 コミュニティサイト等に起因する事犯の被害児童数の推移



⁵⁷ 平成28年におけるコミュニティサイト等に起因する事犯の現状と対策（平成29年4月20日、警察庁発表）
[\(https://www.npa.go.jp/cyber/statics/\)](https://www.npa.go.jp/cyber/statics/)

図表30～32は同報告から引用

⁵⁸ SNS、プロフィールサイト等、ウェブサイト内で多数人とコミュニケーションがとれるウェブサイトのうち、出会い系サイトを除いたものの総称

⁵⁹ 平成29年上半期におけるコミュニティサイト等に起因する事犯の現状と対策（平成29年10月19日、警察庁発表）
[\(https://www.npa.go.jp/cyber/statics/\)](https://www.npa.go.jp/cyber/statics/)

図表28～29は同報告から引用

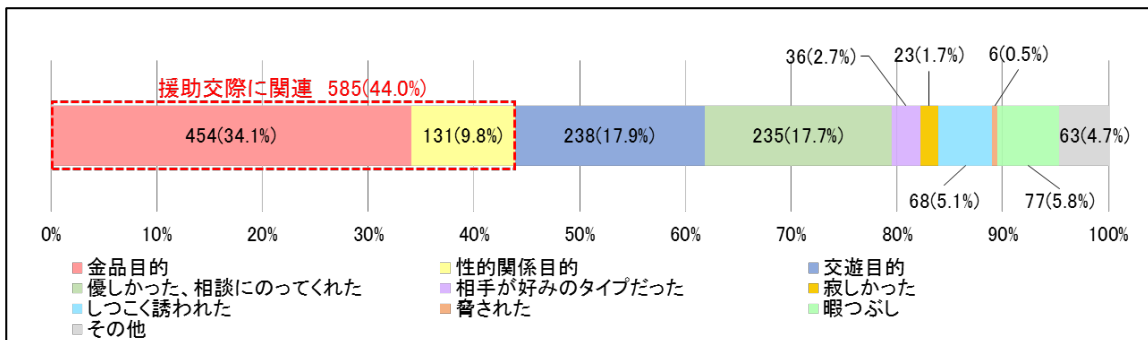
(2) コミュニティサイトにおける被害児童の状況

コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童の被害罪種別では、児童買春及び児童ポルノが増加傾向であり（図表 29）、被害児童が被疑者と会った理由では「金銭目的」や「性的関係目的」の援助交際に関連する理由が約4割を占める。（図表 30）

図表 29 被害児童数の罪種別・年別推移

罪名	H25	H26	H27	H28	H28		H29	前年同期比	
					上半期	下半期	上半期		
児童福祉法違反	22	54	48	43	27	16	12	-15	
青少年保護育成条例違反	678	711	699	662	348	314	350	2	
児童買春・児童ポルノ法違反	児童買春	226	260	359	425	225	200	243	18
	児童ポルノ	341	358	507	563	268	295	289	21
	小計	567	618	866	988	493	495	532	39
重要犯罪	殺人	0	1	1	0	0	0	0	0
	強盗	1	0	1	0	0	0	0	0
	放火	0	0	0	0	0	0	0	0
	強姦	18	23	19	13	8	5	10	2
	略取誘拐	3	3	9	20	13	7	5	-8
	強制わいせつ	4	11	9	10	0	10	10	10
	小計	26	38	39	43	21	22	25	4
合計	1,293	1,421	1,652	1,736	889	847	919	+30	

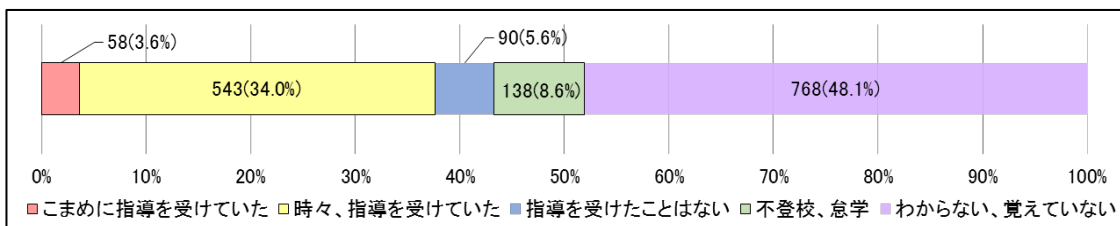
図表 30 被害児童が被疑者と会った理由 (n=1,331)



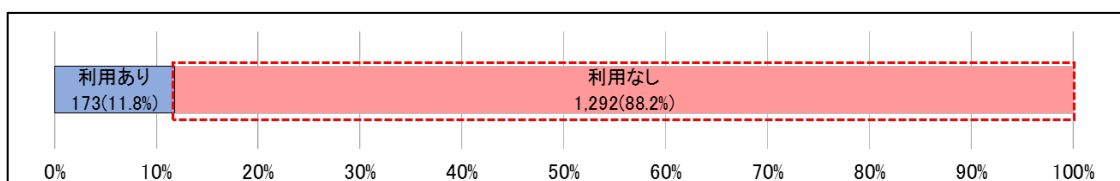
また、インターネット利用等に関して、学校で「指導を受けたことはない」又は「覚えていない」と回答した児童が約半数を占める。(図表 31)

フィルタリングの利用の有無が判明した被害児童のうち、約9割が被害当時にフィルタリングを利用していなかった。(図表 32)

図表 31 学校における指導状況 (n=1,597)



図表 32 フィルタリングの利用状況 (n=1,465)



(3) インターネット上における誹謗・中傷等のいじめの現状等

ア 文部科学省が発表した「平成28年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（確定値）」によると、「パソコンや携帯電話等で、ひぼう、中傷や嫌なことをされる。」との回答は、10,779件で（図表33）、前年度調査結果（9,187件）に比べて増加している。

一方、いじめ全体に占める割合は3.3%で前年度（4.1%）よりわずかに下がっている。

図表33 いじめの態様（件数）（平成28年度調査）⁶⁰

区分		小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
パソコンや携帯電話等で、ひぼう・中傷や嫌なことをされる。	国立	14 (0.6)	70 (8.9)	19 (13.5)	0 (0.0)	103 (3.0)
	公立	2,642 (1.1)	5,353 (7.8)	1,740 (17.4)	137 (8.5)	9,872 (3.1)
	私立	23 (1.9)	300 (13.4)	480 (17.7)	1 (33.3)	804 (13.1)
	計	2,679 (1.1)	5,723 (8.0)	2,239 (17.4)	138 (8.1)	10,779 (3.3)

※上段は件数。括弧内は、いじめの認知件数に対する割合（%）

⁶⁰ 図表33は「平成28年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（確定値）」（平成30年2月23日、文部科学省公表）から引用（http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/30/02/1401595.htm）

イ 文部科学省では、インターネット上のいじめに対応するため、児童生徒自身に、いじめは決して許されないものであることを理解させる取組や、情報モラル教育を充実するための教師用指導資料を作成するなどの取組を実施するとともに、「いじめの防止等のための基本的な方針⁶¹」に、「インターネット上のいじめは、刑法上の名誉毀損罪や侮辱罪、民事上の損害賠償請求の対象となり得る。学校の設置者及び学校は、児童生徒に対して、インターネット上のいじめが重大な人権侵害に当たり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを理解させる取組を行う。」と明記し、学校の設置者及び学校に対して取組の実施を促している。

また、いじめ問題等に悩む児童生徒等が、全国どこからでも、いつでも相談機関に相談できるよう、夜間・休日を含め通話可能な24時間子供SOSダイヤルを設置し、平成28年度から通話料を無料化している。

加えて、近年、若年層の多くが、SNSを主なコミュニケーション手段として用いているとともに、SNS上のいじめへの対応も大きな課題となっている状況を受け、文部科学省では、いじめを含む様々な悩みに関する児童生徒の相談に関して、SNSを活用する利点・課題等について検討を行うため、平成29年7月に有識者会議を開催し、平成29年8月、「SNSを活用した相談体制の構築に関する当面の考え方(中間報告)」を中間報告として取りまとめた。

また、平成30年から地方公共団体に対し、SNS等を活用した児童生徒向けの相談体制の構築を支援している。

そのほか、インターネットを通じて行われるいじめ問題等の早期発見・対応のための学校ネットパトロールの取組を支援する事業を実施している。

⁶¹ いじめの防止等のための基本的な方針（平成25年10月11日文部科学大臣決定（平成29年3月14日最終改定））

(4) コミュニティサイトに起因する犯罪被害等の抑止に向けた取組事例

ア 警察庁では、コミュニティサイトに起因する児童の被害防止対策として、取締りのほか、サイト事業者の規模や提供しているサービスの対応に応じて、投稿内容の確認を始めとするサイト内監視の強化や実効性あるゾーニング⁶²の導入に向けた働きかけを推進している。

また、SNS 事業者による児童被害防止のための主体的な取組を推進するため、事業者による協議会の設立を支援⁶³したほか、協議会による児童被害防止対策に資する情報共有や調査研究、広報啓発活動の支援を行っている。

そのほか、コミュニティサイト等において、サイバー補導⁶⁴やサイバー防犯ボランティアによるサイバーパトロール⁶⁵、関係機関・団体等と連携したフィルタリングの普及促進や、児童、保護者、学校関係者等に対する広報啓発等の取組⁶⁶を推進している。

イ 総務省では、ICT サービス安心・安全研究会の下に前述の「総務省タスクフォース」を設置し、有識者や携帯電話事業者等を交え、携帯電話フィルタリングサービスの周知やその利用率の向上に向けた課題等に対する自主的な取組を促し、前述のとおり、フィルタリングサービスの名称及びアプリアイコンの統一に至っている。

ウ なお、加害者が SNS を利用して被害者を誘い出したとみられる座間市における殺人・死体遺棄事件の発生を受け、関係府省庁⁶⁷では、上記 SNS 事業者による協議会の緊急提言⁶⁸を踏まえて事業者による自殺の誘引情報等の自主的な削除の強化などの取組への協力を行うこととしているほか、SNS 事業者、検索事業者と自殺対策関係 NPO 法人をつなぐ場⁶⁹を設けるなど、事件の再発防止のための取組を行っている。

また、厚生労働省、総務省、経済産業省は、大手 SNS 事業者による違法・有害情報の削除体制の強化や自殺願望を持つ人を適切な窓口につなぐ取組

⁶² サイト内において悪意ある大人を児童に近づけさせないように、利用者年齢情報を活用し、大人と児童の間のやり取りや検索を制限すること。

⁶³ 青少年ネット利用環境整備協議会（平成 29 年 7 月 26 日、SNS 事業者 15 社等により設立）

⁶⁴ 児童が援助交際を求める等のインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った児童と接触して直接注意・助言等を行うこと。

⁶⁵ サイバーパトロール（不適切な書き込みとの発見と事業者への通報を実施、平成 29 年 7 月～9 月に行った集中対応では、約 1 万 6,000 件を通報）

⁶⁶ 国家公安委員会委員長・文部科学大臣共同メッセージ発出（平成 29 年 6 月 27 日）、自画撮り被害防止に向けた啓発資料の作成等

⁶⁷ 警察庁、内閣官房、内閣府、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省

⁶⁸ 座間市における殺人事件を受けての緊急提言について（平成 29 年 12 月 6 日 青少年ネット利用環境整備協議会公表）

インターネット上の自殺に関連する情報に的確に対応できるガイドラインを協議会で策定し、協議会に参加する事業者は利用規約において「人を自殺に誘引もしくは勧誘する行為、又は第三者に危害の及ぶおそれの高い自殺等を紹介するなどの行為」等を明確に禁止することなど 5 項目

⁶⁹ 自殺対策に関する事業者・NPO 法人等の打合せ（平成 29 年 12 月 12 日開催）

等を、関係団体・事業者との連携や意見交換を通じて支援している。

エ 事業者団体である SIA⁷⁰は、セーフライン⁷¹やネットパトロールにより把握した違法・有害情報について、警察への通報やサイト運営者等への削除要請を行っている。

SIA では、平成 28 年中、約 5 万件の違法・有害情報⁷²を把握し、約 3 万件の削除依頼を行い、そのほぼ全て（約 97%）が削除に至っている。⁷³

⁷⁰ SIA（一般社団法人セーフターインターネット協会）（<https://www.saferinternet.or.jp/>）

⁷¹ セーフライン（インターネット上の違法・有害情報について通報を受け付け、通報・削除要請を行う取組）

⁷² SIA が警察庁から委託を受けている IHC（インターネットホットラインセンター）に対する通報を含む。
違法有害情報 49,369 件中、約 58%がわいせつ情報、約 33%が児童ポルノ

⁷³ 第 35 回検討会における吉田委員の取組発表によると、SIA の削除依頼件数 31,222 件、削除数 30,281 件（削除率 97%）

第2 今後の取組の方向性に関する基本的な考え方及び具体的項目

1 法改正を踏まえたフィルタリングの更なる利用促進

フィルタリングの利用を促進するため、改正法を着実に実施することが必要であり、関係事業者とともに下記を踏まえた取組が推進されることを期待する。

(1) 事業者によるフィルタリングサービス提供義務、有効化措置義務、青少年確認義務等の実施徹底

前述のとおり、改正青少年インターネット環境整備法が平成30年2月1日に施行された。

同改正により、MVNO⁷⁴事業者を含む携帯電話事業者及び契約代理店には、新たに青少年確認義務、フィルタリング説明義務、フィルタリング有効化措置義務が課され、法の目的の達成のため、同義務の実施徹底が重要である⁷⁵。

また、それらの義務の実施を徹底するため、保護者が携帯電話端末等の契約時に当該携帯電話端末等の使用者が青少年である旨の申出義務があること等についても、携帯電話事業者等は周知啓発に努めることが重要である⁷⁶⁷⁷。

更に事業者による有効化措置義務が円滑に履行されるべく、携帯電話インターネット接続役務提供事業者及び携帯電話の製造事業者等の関係事業者が適切に連携できるよう支援⁷⁸を行う必要がある。

(2) 製造事業者によるフィルタリング利用容易化措置義務及びOS事業者による容易化措置円滑化努力義務の実施徹底

改正青少年インターネット環境整備法に基づく製造事業者によるフィルタリング利用容易化措置義務の実施を徹底するとともに⁷⁹、新たに携帯電話・PHS端末の製造事業者に対してフィルタリング利用容易化措置義務が、OS開発事業者にフィルタリング容易化の円滑化努力義務が課されることから、関係団体⁸⁰に対するヒアリング等により、義務の履行状況を把握していく必要がある。

⁷⁴ MVNO (Mobile Virtual Network Operator) : MNO の提供する移動通信サービスを利用して、又はMNO と接続して、移動通信サービスを提供する電気通信事業者であって、当該移動通信サービスに係る無線局を自ら開設しておらず、かつ、運用をしていない者
「MVNOに係る電気通信事業法及び電波法の適用関係に関するガイドライン (平成29年9月 総務省) より。」

⁷⁵ TCA (電気通信事業者協会) では、「青少年への携帯電話等フィルタリングサービスの加入奨励に関する指針」(平成22年4月)を策定しており、青少年インターネット環境整備法の改正を踏まえ、同指針を平成30年2月頃に改訂予定。また、MVNO事業者の業界団体(テレコムサービス協会MVNO委員会)では、「MVNOにおける青少年へのフィルタリングサービスの加入奨励に関する指針」(平成27年3月)を策定しているが、同じく法改正を踏まえ、平成30年1月に同指針を改定した。

⁷⁶ TCA (電気通信事業者協会) では、フィルタリング促進のため、フィルタリングを説明する際に利用する紙媒体ツール(パンフレット等)を共通化し、説明内容の統一を行い、フィルタリングの利用を促進している。

⁷⁷ 総務省では、携帯電話事業者をはじめとする関係事業者に対し、法改正に係る新たな義務について、遵守徹底をするように周知を行っているほか、携帯電話事業者をはじめとする関係事業者によるフィルタリングや有効化措置の必要性に関する説明を徹底するために共通説明ツール等の開発の助言等を行っている。

⁷⁸ 経済産業省では、製造事業者やOS事業者との意見交換を行い、同事業者とインターネットの安全利用に関する機関・団体との連携を支援している。

⁷⁹ 経済産業省では、大手家電流通協会やJADAMA (公益社団法人日本通信販売協会)、関係事業者等と連携して協会加盟企業等へ改正青少年インターネット環境整備法について周知を図っている。

⁸⁰ 例えばCIAJ (一般社団法人情報通信ネットワーク産業協会) やJEITA (一般社団法人電子情報技術産業協会) 等が想定される。

2 インターネット利用環境の変化やニーズの多様性を考慮した利用者にとって分かりやすく、使いやすいフィルタリングの実現の推進

○ 画一的な使いやすさと選択の多様性ととのバランスを考慮した利用者にとって分かりやすく、使いやすいフィルタリングの実現

インターネットの普及、利用者の低年齢化、利用目的や機器、サービスの多様化に伴い、フィルタリングに関する利用者のニーズも様々であり、保護者が望むフィルタリングの実現のため、下記を踏まえた取組が推進されることを期待する。

ア スマートフォンにおけるフィルタリングの青少年の利用率は 44.0%と伸び悩んでおり、その理由として、フィルタリングの設定の複雑さや利用の不便さ、青少年が利用したいサイト・アプリを使用できないこと等が挙げられる。⁸¹

フィルタリングの利用率を向上させるためには、青少年が青少年有害情報を閲覧する機会を最小化するため、画一的な使いやすさと選択の多様性ととのバランスを考慮し、青少年の発達段階に応じて保護者が選択できる、容易な設定が可能なフィルタリング及びカスタマイズ機能の利用の促進が重要と考えられる。

具体的には、①青少年の発達段階に応じ、容易な設定の可能なフィルタリングの認知の向上を図る等とともに、青少年及びその保護者が自ら判断して青少年にとって必要な情報を閲覧することができるよう、②青少年等の判断に資する情報提供の充実や、③スマートフォン等の販売現場におけるカスタマイズ機能の分かりやすい説明⁸²、④青少年等に対するカスタマイズ機能の使い方を含むフィルタリングの使い方についての講座の実施⁸³などにより、より一層の周知啓発を実施することが考えられる。

なお、これらの青少年保護のための取組については、事業者の自主的かつ主体的な取組を最大限尊重しつつ、保護者による青少年の成長段階に即した実効性のある主体的な取組を促進・支援するための環境を整備していくことが重要である。⁸⁴

⁸¹ 総務省「青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォース」提言より。

⁸² MVNO 事業者の業界団体（（一社）テレコムサービス協会 MVNO 委員会）は、「MVNO における青少年へのフィルタリングサービスの加入奨励に関する指針」（平成 27 年 3 月）において、販売時にカスタマイズ機能について説明することとしている。

⁸³ 「e-ネットキャラバン」では、平成 28 年度から、フィルタリングに特化した講座「e-ネットキャラバン Plus」を新設し、カスタマイズ機能についても周知を行っている。

⁸⁴ 青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォースでは、有識者や携帯電話事業者等を交え、青少年にとって使いやすいフィルタリングを実現するための検討を行っている。

イ また、青少年が利用するインターネット接続機器について、多様なニーズに対応し、かつ使いやすいフィルタリングが提供されるよう、関係団体⁸⁵や事業者との意見交換や啓発リーフレットの提供等を通じ、インターネット接続機器製造事業者や OS 開発事業者による取組みを支援していくことが重要と考えられる。

加えて、前述のとおりフィルタリングが利便性を損ねる可能性があることやカスタマイズが理解されにくい可能性があることを踏まえ、インターネット接続機器の販売時に、フィルタリングに関する説明・情報提供が適切になされるよう支援を行う必要がある。

⁸⁵ 大手家電流通協会、JADAMA（公益社団法人日本通信販売協会）等

3 学校における情報モラル教育の充実及び子供の低年齢期からの切れ目のない保護者、家庭への支援

インターネット利用者の低年齢化が進んでいる現状を踏まえ、インターネットの安全利用に関する保護者への普及啓発は、子供のインターネットの利用開始時期に合わせて始めることが効果的と考えられる。

そのため、低年齢層の子供の保護者に対する啓発手段・内容、更には小学校低学年の児童への情報モラル教育の在り方の検討等、下記を踏まえた取組が推進されることを期待する。

なお、低年齢層の子供の保護者に対する取組については、普及啓発だけで対処できるものではなく、フィルタリング等の技術的手段と双方が必要であることを踏まえて行うべきと考える。

(1) 学校等における教育・啓発の推進

- インターネット利用者の低年齢化等を踏まえた学校教育における情報モラル教育の充実及び幼稚園、保育園、認定こども園や子育て支援事業、企業取組等を通じた低年齢層の子供の保護者に対するインターネットの安全利用に関する啓発の推進

ア 携帯電話・スマートフォンやSNS等が子供たちにも急速に普及し、それらの利用に伴う犯罪被害等も生じているという状況のもと、それらを安全に利用することができるよう、児童生徒が情報モラルを身に付けることは一層重要となっており、文部科学省では、小学校及び中学校の学習指導要領⁸⁶を平成29年3月に改訂し、公示したところで、引き続き情報モラルの育成を重視している。

今後、国においては、インターネット利用の低年齢化も踏まえ、情報モラル教育に関する教師用指導資料や児童生徒向け啓発資料を、学校における取組の状況やニーズを踏まえつつ作成するなどして、学校段階や児童生徒の発達段階に応じた情報モラル教育の充実を図ることが期待されるほか、教職員に対して、SNSの利用を含むインターネットの適切な利用に関する啓発講座を実施することも重要と考えられる。⁸⁷

⁸⁶ 学習指導要領（平成29年度3月公示）（http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/new-cs/1384661.html）

⁸⁷ 文部科学省、総務省では例年「e-ネットキャラバン」に教育委員会関係者・教育関係者の参加を促しているところであるが、座間市の事件の再発防止策の一環として、平成29年12月、文部科学省、総務省、経済産業省連名通知を都道府県教育委員会等に発出し、同キャラバンの講師を教育委員会が開催する研修等に対して派遣し、教職員に若者のSNSの利用実態を伝えるなどの活用を促した。

経済産業省、総務省、文部科学省では、経済産業省委託事業「インターネット安全教室」や「e-ネットキャラバン」の講師を都道府県教育委員会の研修等に派遣し、教職員のインターネットリテラシーの向上を図ることとしている。

イ また、地域に密着して広報・普及啓発活動を一層充実強化していくことも重要であり、自治体や学校、関係事業者・団体等と連携した周知啓発に努めていくことが重要である。⁸⁸

特に未就学児童に関しては、幼稚園、保育園、認定こども園や、各地域で行われている保護者を対象とした子育て支援事業、家庭教育に関する講座において、啓発資料等の周知や活用を促すことにより、低年齢層の子供を持つ保護者に対する普及啓発を推進することが必要である。

その他、低年齢層の子供の保護者に限らず、企業内教育の一環として、社内の子を持つ保護者でもある社員に対して啓発を実施することも効果的であると考えられ、民間団体・事業者に対して適切な取組が推進されるよう働きかけることも必要と考えられる。

ウ 低年齢層の子供の保護者に対する啓発は、中高校生の保護者に対するそれとは内容もポイントも異なることから、新たに低年齢層の子供の保護者向けに、例えば「子供の成長・安全を配慮しつつ、大人がお手本となる使い方をする。」といった内容を盛り込んだ啓発資料を作成・活用することが重要である。⁸⁹

エ 警察庁が公表した「平成 28 年におけるコミュニティサイト等に起因する事犯の現状と対策について」によれば、平成 28 年におけるコミュニティサイトに起因する事犯の被害児童数は 1,736 人で、平成 20 年以降、増加傾向が継続しており、過去最多の被害児童数となっている。

被害児童の中には、9 歳の児童がコミュニティサイトを通じて、スマートフォンで自らの裸の画像を撮影させられ、同画像を送信させられる強制わいせつ等の被害に遭った例があるなど、憂慮すべき事態となっている。

また、コミュニティサイトに起因する事犯の被害児童のうち、学校においてインターネット利用等に関連する指導を受けていたと認識している児童は 3 割強、学校で「指導を受けたことはない」と回答した児童が 1 割未満、「覚えていない」と回答した児童が約半数という状況となっている。

⁸⁸ 総務省「インターネットトラブル事例集 平成 29 年度版」は、低年齢層によるインターネット利用の実態を取り上げ、その保護者に向けた対処法等を紹介したところであるが、今後も事例集の見直しを行い、自治体や学校等と連携し、事例集を用いた周知啓発に努めていくこととしている。

「e-ネットキャラバン」の講師派遣は、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般財団法人インターネット協会に加え、平成 28 年からは全国で携帯電話ショップを展開する一般社団法人全国携帯電話販売代理店協会も協力しており、各地の企業が地域に密着した形でさらなる普及啓発を実施している。

⁸⁹ 例えば、安心ネットづくり促進協議会では

「考えよう！子育てと子供の成長とデジタル機器」(<https://www.good-net.jp/files/original/201711012220364007103.pdf>)を公開しているほか、経済産業省でも「未就学児の保護者の方へ—あなたにも覚えがありませんか？ついやってしまう 4 つのこと」(http://www.meti.go.jp/policy/it_policy/policy/pdf/preschool.pdf)を公開している。

このことから、小学校における児童に対する非行防止教室等の推進に当たっては、具体的な事例に基づく分かりやすい啓発⁹⁰、子供に体験・参加させることで理解させる啓発を推進するなど、児童が危険認識や防犯意識をしっかりと持てるよう、創意工夫を凝らした取組が重要である。

更に保護者に対して、関係機関が連携の上、進学・進級時における保護者説明会等、多くの保護者が参加する学校行事等の機会を有効活用し、児童の犯罪被害や非行を防止するための対策等について啓発活動を推進していく必要がある。

オ フィルタリングの利用促進及び利用者にとって分かりやすく、使いやすいフィルタリングの実現の推進は、前記1及び2で述べたとおりであるが、低年齢層の子供が青少年有害情報に接することを防ぐためには、フィルタリング等の技術的手段の活用が有効であり、保護者に対する各種教育啓発においては、その旨を盛り込むことが重要である。

⁹⁰ 平成29年6月27日、警察庁と文部科学省が連携して、性被害に遭う実際の事例や犯行手口を紹介したリーフレットを作成して、教育委員会経由で全国の全ての中学校・高等学校に周知

(2) 低年齢層の子供の保護者のニーズや環境の多様性を踏まえた効果的な啓発手法の検討

ア 低年齢層の子供の保護者に対する啓発を効果的に行うためには、その利用実態を的確に把握する必要がある。

現在、内閣府が実施している「青少年実態調査」は、満10歳以上満17歳以下の青少年及びその保護者を調査対象としているが、今後は、この調査対象を拡大して低年齢層の子供のインターネット利用の実態を調査し、得られた結果に基づき、低年齢層の子供の保護者と接点のある幼稚園・保育園・認定こども園や子育て支援事業・家庭教育に関する講座等の多くの機会に活用することを想定し、内閣府をはじめとする関係省庁が連携して啓発資料の作成に向けた検討を行うことが期待される。

イ 低年齢層の子供に対し、より効果的な情報モラル教育を実施するためには、発達段階である低年齢層の子供に対する普及啓発について、その効果が自ずから限界があることを認識した上で、低年齢層の子供が理解できる分かりやすい教育・啓発手法を検討することが重要である。⁹¹

より効果的な情報モラル教育を実施するため、生活環境や地域性により子供の現状が様々であることを踏まえ、安全なインターネット利用に係るアドバイスを現状に沿った形で効果的に行うことが重要である。⁹²

⁹¹ 第36回検討会における尾花委員の発表によれば、I-ROI（一般社団法人インターネットコンテンツ審査監視機構）では、子どもゆめ基金助成事業として、5～9歳を対象とした啓発教材を安心ネットづくり促進協議会、FMMC、他有識者と協力して製作中（年度内の完成を予定）

⁹² 「e-ネットキャラバン」では、インターネットの低年齢化に対応するため、平成28年より、対象学年を小学校5年生以上から、小学3年生以上に引き下げ、小学校3～4年生向けの教材の開発、講座を行っている。

安心ネットづくり促進協議会では、インターネットを安全に利用するための啓発資料を低学年の保護者向け、未就学児の保護者向けにそれぞれ作成し、周知啓発、同活動の効果検証や新たなニーズの把握などの取組を行っている。

4 地域におけるインターネット利用環境の変化に併せた取組の更なる活性化

インターネットが普及し、地域を問わず多くの人が利用している状況下においては、専門家だけではなく、各地域に初心者向けの教育人材が数多く配置される、裾野の広い、いわゆるピラミッド型の教育人材の配置が必要と考えられる。

このため、各地域において、教育人材の育成と継続的な官民連携対策の推進が必要と考えられ、下記を踏まえた取組が推進されることを期待する。

なお、各地域における各種の普及啓発の取組は、一過性のものではなく、可能な限り多くの人に、継続的に行われ、また、適切な見直しが行われることが重要であるが、その実効性確保のためにも下記のような取組が重要である。

(1) 地域における等身大の相談相手となれる人材の育成支援

ア 内閣府では、地域が自立的・継続的に青少年のインターネット利用環境づくりに関する取組を実施できるような連携体制の構築を目的として「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」を実施しており、これを有効活用していくことは一つの手段と考えられる。

具体的には、開催地域が抱える問題点を事前に把握、共有の上、連携を密にして問題解決に資するフォーラムの開催・運営に努めるほか、開催後、実施地域における取組状況のフォローアップを行い、好事例については内閣府HP（青少年有害環境対策サイト）⁹³において紹介するなど、地域における普及啓発の担い手の育成に資する情報面での支援も行うことが期待される。

イ インターネットに関する専門的な知見を有する人材だけではなく、地方公共団体や民間団体等が各地域において身近な相談活動や啓発を行える人材を育成することで、地域の実態に即した教育・啓発活動を活性化していくことが期待される。

このため、各地域において実施されている保護者等に対する啓発講座や人材養成講座により、保護者会や地域の集い等において他の保護者にアドバイスができる「ネットに少し詳しい大人」を増やしていくことや、大学生等でインターネットに関する簡単な知識や SNS 等の使い方に詳しいボランティア人材を増やしていくことなども重要であることから、各地域の実践事例の共有や、モデル事業等による地域における取組の支援を推進することが望まれる。

⁹³ 内閣府HP（青少年有害環境対策）（<http://www8.cao.go.jp/youth/kankyou/index.html>）

ウ 全国の都道府県警察で運用するサイバー防犯ボランティアは、平成 28 年
末時点、202 団体、8,598 名であり、構成員の約 4 割を学生が占めている。

警察庁では、大学生をはじめとしたサイバー防犯ボランティア団体による
活動の促進及び、その裾野の拡大を目的として、ボランティア活動に関する
基本的心得、具体的な活動方法等をまとめた「サイバー防犯ボランティア活
動のためのマニュアル」を発出し、ボランティア活動の支援をしているところ、
更にサイバー防犯ボランティア団体が効果的な活動を継続していくための
人材の育成支援を推進していく必要がある。

(2) 地方公共団体による継続的な官民連携対策への支援

ア 地域の実態に即した諸対策を推進するためには、地方公共団体のみならず、事業者等との官民連携した対策の推進が必要不可欠と考えられる。

また、インターネットを利用する青少年が入学、卒業を経て、毎年入れ替わることを踏まえ、官民連携対策は、継続的に行われる必要がある。

内閣府が実施している前述の「青少年のインターネット利用環境づくりフォーラム」は、地域が自立的・継続的に青少年のインターネット利用環境づくりに関する取組を実施できるような連携体制の構築を目的としており、地方公共団体、事業者、関係機関・団体が一堂に会して問題意識を共有する場であることから、これを有効活用の上、連携体制を構築し、その後の取組状況のフォローアップを行い、好事例を青少年有害環境対策ポータルサイトにおいて紹介するなど、他の地域に対する情報面での支援を行うことが期待される。

イ 都道府県警察では、知事部局、教育委員会、学校等の関係機関のほか、総合通信局、携帯電話販売業者等とも連携して官民一体となった青少年のインターネット利用環境の整備等に関する取組が行われている。

例えば、インターネット接続機器の特性を熟知する携帯電話販売事業者等と、インターネット利用による児童の犯罪被害実態等の専門知識を持つ警察が連携して非行防止教室等を開催するなどの取組にも力を入れており、こうした取組の充実強化を図ることが重要である。

ウ 青少年を取り巻くインターネットの利用環境は、地域により異なるため、画一的な対応ではなく、地域性を考慮した利用環境を整備する必要がある。

そのため、地域における継続的な官民連携対策への支援として、地域に密着した形で形成される地域主体の連絡体制の整備が重要である。⁹⁴

また、青少年が実際にインターネット上のトラブルや犯罪に巻き込まれた事例及びその対応策等をまとめた事例集⁹⁵の地方自治体や学校等への提供や前述の「インターネット安全教室」や「e-ネットキャラバン」等、地域・民間団体・学校等が連携した啓発講座等を実施することが重要である。⁹⁶

⁹⁴ 地方支分部局である総合通信局等では、各地域で関係者が幅広く連携し、リテラシー向上のための普及啓発活動を実施することができる体制整備に向けて、地方自治体、PTA等の地域の関係者との連携体制を構築し、草の根レベルでの周知啓発活動(研修会・セミナー)を開催している。

⁹⁵ 総務省「インターネットトラブル事例集」

⁹⁶ 各総合通信局等が主催するe-ネットキャラバン講師認定講習会では、地域に根ざした講師を育成しているところであり、今後、また、同講座の講師を派遣し、教職員に若者のSNSの利用実態を伝える等の研修内容の充実を図ることとしている。

5 コミュニティサイトに起因するトラブルや被害の増加を踏まえ、教育啓発、犯罪取締、フィルタリング等の技術的手段の活用を総合的に推進

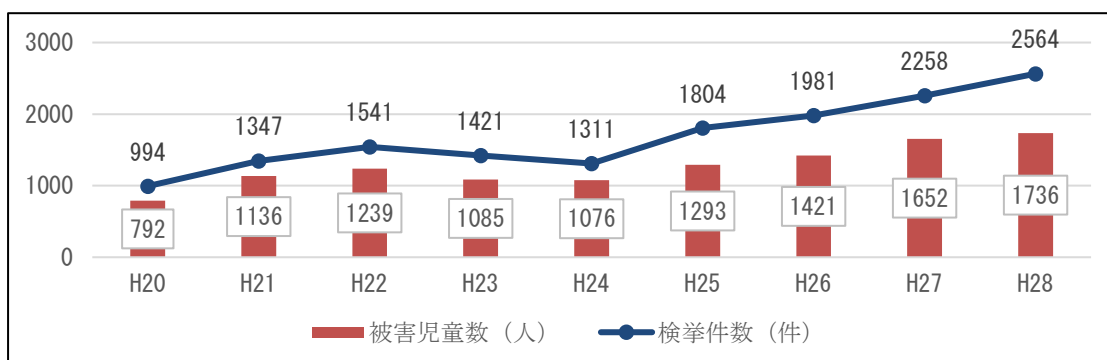
○ 児童買春や児童ポルノ等のコミュニティサイトに起因する事犯の取締りと青少年の被害防止に向けた事業者による主体的な取組の支援等

コミュニティサイトに起因する青少年の犯罪被害やトラブルは、インターネット上における両当事者のコミュニケーションが前提となることから、取締りによる加害者対処、教育啓発、相談による被害者対処、フィルタリング等によるハード面の対処が総合的に推進される必要があり、下記を踏まえた取組が推進されることを期待する。

ア 警察庁によると福祉犯事件⁹⁷の取締りを推進した結果、児童被害に係るコミュニティサイトに起因する事件の検挙件数は、平成28年中は、2,564件となり、統計を取り始めた平成20年以降最多となった⁹⁸（図表34）。

このような状況の中、コミュニティサイトに起因する青少年の被害防止と青少年が安全・安心に利用できるインターネット環境の向上を目指して、コミュニティサイト事業者による自主的な取組を更に強化するとともに、青少年に対する情報モラルの啓発活動等を通じて社会貢献することを目的として、平成29年7月26日、主要なコミュニティサイト事業者による「青少年ネット利用環境整備協議会」が発足した（現在は17事業者が参加）ことから、警察庁を始めとした関係府省庁においても、青少年の被害防止に資する情報の提供を行うなどして、同協議会の活動に協力すべく連携を強化しており、前述の座間市における事件の再発防止の観点からも、このような事業者と連携した違法情報等の削除や情報モラルの啓発活動等の青少年被害防止に資する取組の充実強化が図られることが重要である。

図表34 コミュニティサイトに起因する事犯の検挙件数、被害児童数（警察庁）



⁹⁷ 福祉犯とは、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪をいう（児童買春・児童ポルノ禁止法違反、児童福祉法違反など）。

⁹⁸ コミュニティサイトの検挙件数は、児童福祉法違反、青少年保護育成条例違反、児童買春・児童ポルノ禁止法違反及び重要犯罪（殺人、強盗、放火、強制性交等、略取誘拐、強制わいせつ）に限り計上している。

イ また、フィルタリングは、このような青少年の被害防止に資する有効な技術的手段であり、そのため、フィルタリングに関する義務の実施徹底及び周知啓発が重要である。

具体的には、青少年インターネット環境整備法が改正され、携帯電話事業者及び契約代理店には、新たに青少年確認義務、フィルタリング説明義務、フィルタリング有効化措置義務が課されていることから、これらの義務の実施徹底を図る⁹⁹ほか、青少年に対するフィルタリングの使い方についての講座等¹⁰⁰による周知啓発を実施することが重要である。

ウ さらに学校においても、コミュニティサイトに起因するトラブルや被害の状況を踏まえた情報モラル教育の充実を図ることが望まれる。

加えて、近年、若年層の多くが、SNS を主なコミュニケーション手段として用いているとともに、SNS 上のいじめへの対応も大きな課題となっている状況を踏まえ、いじめを含む様々な悩みを抱える児童生徒に対する SNS を活用した相談体制の構築を推進することが期待される。

エ 加害者が SNS を利用して被害者を誘い出したとみられる座間市における殺人・死体遺棄事件の発生を受け、平成 29 年 12 月 19 日、「座間市における事件の再発防止に関する関係閣僚会議」において、座間市における事件の再発防止策¹⁰¹が決定されたところであり、青少年のインターネットの安全利用に関する各種取組においても、これを踏まえて推進することが重要である。

⁹⁹ 前述のとおり、TCA（電気通信事業者協会）では、青少年インターネット環境整備法の改正を受けて「青少年への携帯電話等フィルタリングサービスの加入奨励に関する指針」（平成 22 年 4 月）を平成 30 年 2 月頃に改訂予定。また、MVNO 事業者の業界団体（テレコムサービス協会 MVNO 委員会）では、同じく法改正を踏まえ「MVNO における青少年へのフィルタリングサービスの加入奨励に関する指針」（平成 27 年 3 月）を平成 30 年 1 月に改定した。

¹⁰⁰ 前述の「e-ネットキャラバン」では、平成 28 年度からは、フィルタリングに特化した講座「e-ネットキャラバン Plus」を新設し、スマートフォンのフィルタリング・設定について周知を行っている。

¹⁰¹ 座間市における事件の再発防止策（https://www.kantei.go.jp/jp/singi/zamashi_jiken/）

第2章 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画の見直しに係る提言

ここでは、「第1章 青少年を取り巻くインターネットの現状及び今後の取組の方向性に関する基本的な考え方」を踏まえ、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画の見直しに係る提言として、今後取り組むべき施策等の内容を提示する。

第1 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策についての基本的な方針

1. 基本理念

青少年インターネット環境整備法は、国及び地方公共団体が、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策を策定し、実施するに際してのつとるべき、以下の基本理念を掲げている。

第一に、青少年自らが、主体的に情報通信機器を使い、インターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用するとともに、適切にインターネットの情報発信を行う能力を習得させる。

第二に、青少年有害情報フィルタリングソフトウェアの性能の向上及び利用の普及、青少年のインターネットの利用に係る事業者による、青少年が青少年有害情報の閲覧をすることを防止するための措置等により、青少年が青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくする。

第三に、自由な表現活動の重要性及び多様な主体が世界に向け多様な表現活動を行うことができるインターネットの特性に配慮し、民間における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担い、国及び地方公共団体はこれを尊重する。

2. 基本的な方針

青少年インターネット環境整備法で規定されている上記の基本理念を踏まえつつ、政府においては、以下の(1)から(5)に掲げる5点を基本的な方針として、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に取り組むこととする。

- (1) 青少年が自立して主体的にインターネットを利用できるようにするための

教育・啓発の推進

青少年が、その発達段階に応じて、自立して主体的にインターネットを利用できるようにするため、学校において発達段階に応じた情報通信技術の活用指導及び情報モラル教育を実施するとともに、適切な生活習慣の定着化に向けた家庭における取組を支援するなど、地域社会、家庭等における青少年に対する啓発活動を実施・支援する。

(2) 保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるようにするための啓発活動の実施

保護者が、青少年のライフサイクルを見通して、その発達段階に応じてインターネット利用を適切に管理できるようにするため、保護者のインターネット・リテラシー及びインターネットの利用実態等を踏まえつつ、学校、地域社会等において、インターネット上の有害情報、青少年に対するインターネット上の危険性や、それらの問題への対応方法、インターネット利用に関する「親子のルールづくり」など家庭等で日々の生活習慣を見直す取組等について保護者に対する啓発活動を実施・支援する。

(3) 事業者等による青少年が青少年有害情報に触れないようにするための取組の促進

保護者のニーズに応じて青少年が青少年有害情報に触れないようにすることを可能とするため、青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いて、事業者等における、青少年に対するフィルタリングの提供等の義務の履行、フィルタリング等の実効的な青少年保護に係る取組の普及啓発、保護者のニーズに応じたフィルタリング等の高度化、児童ポルノに対するブロック等青少年有害情報の閲覧防止措置等を促進する。

(4) 国民によるインターネット上の問題解決に向けた自主的な取組の推進

インターネット利用者である国民一人ひとりが、青少年有害情報その他のインターネット上の問題の解決に向けて、青少年に配慮した情報発信や、通報等の自主的な取組を行うよう啓発する。

(5) 技術や活用方法等の変化を踏まえた実効的なPDCAサイクルの構築

インターネットの利用環境はその急激な技術革新等により大きく変化するものであり、技術や活用方法等の変化が著しいインターネットのこのような特性を踏まえ、実効的なPDCAサイクルを構築し、青少年に関する新たな問題の実態を速やかに把握し、迅速に対応する。

3. 施策実施において踏まえるべき考え方

上記の基本的な方針に基づく各施策の推進に際しては、青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に向けた取組を通じて、青少年有害情報から青少年を守り、インターネットの恩恵を享受させるため、次の5つの考え方を踏まえて実施する。

① リテラシー向上と閲覧機会の最小化のバランス

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するため、青少年のライフサイクルを見通して、あらゆる機会を利用してインターネットを適切に活用する能力の向上を図る施策を行う。これを補完するため、青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための施策を行う。

② 保護者及び関係者の役割

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関する権利を持ち、役割を担うのは、一義的にはその青少年を直接監護・教育する立場にある保護者である。ただし、インターネットの利用環境はその急激な技術革新等により大きく変化するものであり、保護者が単独でその役割を全うすることは困難なため、事業者等において、青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた青少年保護に係る取組を一層促進するなど、関係者は連携協力して保護者がその責務を適切に履行できるよう、補助・支援する各々の役割を果たさなければならない。

③ 受信者側へのアプローチ

青少年がインターネットを利用して青少年有害情報を閲覧する機会をできるだけ少なくするための施策は、インターネット上の自由な表現活動の確保の観点から、受信者側へのアプローチを原則とする。

④ 民間主導と行政の支援

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境を整備するに当たって、まずは、民間による自主的かつ主体的な取組を尊重し、これを更に行政が支援する。

⑤ 有害性の判断への行政の不干渉

いかなる情報が青少年有害情報であるかは、民間が判断すべきであって、その判断に国の行政機関等は干渉してはならない。

第2 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項

青少年に発達段階に応じたインターネットを適切に活用する能力を習得させるため、次のとおり、インターネット利用の低年齢化を踏まえつつ、学校、社会及び家庭等における青少年のインターネットの適切な利用に関する教育・啓発等を推進するとともに、低年齢層の子供の保護者をも意識した教育・啓発の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援や、ベストプラクティス等に係る情報の共有・集約化を促進・支援する施策を実施する。

また、政府一体となった広報啓発活動を実施するとともに、民間団体等の啓発活動に対する支援を積極的に行う。さらに、社会総がかりで青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備に関し、国民運動としての展開を図る。

1. 学校等における教育・啓発等の推進

(1) 児童生徒の発達段階等に応じた情報モラル教育等の推進

全ての小・中・高等学校等において、学校段階、児童生徒の発達段階等に応じて、情報モラル教育等を着実に実施する。

そのため、国は、インターネット利用の低年齢化、トラブルや被害の状況等を踏まえ、情報モラル教育に関する教師用指導資料の改訂や児童生徒向け啓発資料の作成などを進めるとともに、指導主事等に対する研修等を実施することなどにより、情報モラル教育等に関する教職員の指導力の向上を図り、学校における情報モラル教育等の充実を図る。

(2) 学校等を通じたインターネット利用者の低年齢化にも配慮した啓発活動の推進

青少年が加害者にも被害者にもならないよう、学校における教育をサポートする啓発資料の作成・提供や、官民連携して青少年・教職員・保護者等に対するインターネットの適切な利用（SNSの適正な利用やフィルタリング等の技術的手段の適切な利用を含む）に関する啓発講座を実施するとともに、学校における保護者等に対する効果的な説明の機会を活用した啓発活動の実施を推進する。

加えて、低年齢層の子供の保護者向け啓発資料を作成し、フィルタリング等の技術的手段の利用も含め、幼稚園や保育園、認定こども園や子育て支援事業、企業取組等を通じた低年齢層の子供の保護者に対する周知・啓発活動を推進する。

なお、「小中学校への携帯電話の原則持込禁止」等に関する取組の徹底等を求

めた通知を踏まえ、各学校や地域の実情に応じた取組を推進する。

(3) 「ネット上のいじめ」に対する取組等の推進

「いじめ防止対策推進法」(平成 25 年法律第 71 号)等を踏まえ、コミュニティサイトやいわゆる「学校裏サイト」などを通じた「ネット上のいじめ」に対して、その実態把握を行うとともに、関係機関等と連携し、未然防止、早期発見、早期対応につながる取組を行うことや、児童生徒が「ネット上のいじめ」も含めたいじめ問題について主体的に考える機会を提供することを促進する。

加えて、近年、若年層の多くが、SNS を主なコミュニケーション手段として用いているとともに、SNS 上のいじめへの対応も大きな課題となっている状況を踏まえ、いじめを含む様々な悩みを抱える児童生徒に対する SNS を活用した相談体制の構築を推進する。

2. 社会における教育・啓発の推進

(1) 地域・民間団体・事業者等による継続的な教育・啓発活動への支援

青少年が加害者にも被害者にもならないよう、青少年が実際にインターネット上のトラブルや犯罪に巻き込まれた事例及びその対応策等をまとめた事例集を提供するとともに、青少年等に対するインターネットの適切な利用に関する啓発講座を官民連携して実施する。

また、地域・民間団体・事業者等(学校以外の教育従事者を含む。)による教育・啓発活動が、それぞれの実情に応じながら自立的・継続的に実施されるような官民連携体制の整備・構築に努めるとともに、地域が抱える問題の解決に資するシンポジウムやフォーラムの開催、民間団体が実施する青少年のインターネット利用能力検定の利用促進、啓発資料の作成・配布等により支援する。

(2) 地域におけるベストプラクティス等の情報共有・集約化の促進・支援

ホームページ等のポータルサイト等を効果的に活用して、関係機関・団体等における青少年の安全で安心なインターネット利用環境の整備のための具体的な取組等について、利便性の高い情報を、一覧性を持たせて分かりやすい形で速やかに提供するほか、地域における関係機関・団体等による、創意工夫を生かしたベストプラクティス等の情報共有・集約化を促進・支援する。

(3) 地域における等身大の相談相手となれる多様な人材の育成支援

地域の実情に応じて、青少年のインターネットの適切な利用に関する教育や啓発活動が効果的に推進されるよう、官民連携した青少年、教職員、保護者等に対する啓発講座や地方公共団体と連携したフォーラム等を通じ、大学生のサイバー防犯ボランティア等の地域における等身大の相談相手となれる多様な人材の育成支援を推進する。

(4) インターネット・リテラシーに関する指標等を活用した取組の推進

スマートフォンを始めとする新たな機器の出現等により、青少年が安全に安心してインターネットを活用するために必要なリテラシーが多様化していることから、青少年のインターネット・リテラシーに関する指標等を活用して、青少年及び保護者等のインターネット・リテラシー及びインターネットの利用実態等を評価し、その分析結果に基づいたインターネット・リテラシーの向上施策等を推進する。

3. 家庭における教育・啓発の推進

(1) 青少年の発達段階に応じた保護者の管理への支援

青少年のプライバシーに配慮した形でのアクセス履歴の把握、機能限定が可能な携帯電話、スマートフォン等のアプリケーションの端末側での利用制限等、保護者が青少年のインターネット利用について把握し、その発達段階に応じて保護者の選択によりインターネット利用をコントロールできる技術的手段について適切に活用できるよう、携帯電話事業者、携帯電話等の製造事業者及びOS開発事業者と意見交換しつつ、周知啓発を実施する。

(2) 「親子のルールづくり」など適切な生活習慣の定着化に向けた家庭における取組への支援

保護者が青少年のインターネット利用について把握し、その発達段階に応じて保護者の選択によりインターネット利用をコントロールするなど、保護者がその責務を適切に履行できるよう、保護者のインターネット・リテラシーの向上と家庭における適切な生活習慣の定着化を図るため、青少年のインターネットの適切な利用に関する啓発講座を官民連携して実施する。

また、青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための家庭等でのインターネットの利用に係る親子のルールづくり、コミュニティサイト等の利用上のリスクやインターネット上のトラブルや犯罪に巻き込まれることを防ぐ方法、長時間利用によるいわゆる「ネット依存」の危険性、子供のイン

ターネット上の問題に係る相談窓口等について、青少年や保護者への啓発資料を提供するとともに、インターネットに関するメディア・リテラシーの育成のための保護者向けの教材を提供することなどにより、家庭における取組を支援する。

4. 青少年のライフサイクルを見通した教育・啓発の効果的な手法の開発・普及促進のための研究支援等

(1) 児童生徒の発達段階に応じた効果的な情報教育の実施への支援

情報教育の実施上の課題の解決を目指した調査研究を実施し、より効果的な情報教育の実施を支援する。

(2) インターネット利用環境の変化やニーズの多様性を踏まえた保護者等に対する効果的な啓発等の在り方の検討・推進

インターネット利用環境が変化する中で、保護者が青少年のインターネット利用を適切に管理できるよう、インターネット上のトラブルへの対応等に関する情報やこれらに関する相談窓口等に係る情報の適切な提供に配慮するとともに、低年齢層の子供を持つ保護者等の主体的な取組を促進・支援するため、啓発資料の作成に向けた検討や青少年のインターネット問題に係る相談等の窓口、インターネット接続機器の購入・更新時やアプリケーション・ソフト等の購入時等を捉えた効果的な啓発の在り方等、訴求性の高い啓発・支援の在り方の検討を推進する。

また、これらの取組の効果を高めるため、青少年及び保護者等のインターネット・リテラシー及びインターネットの利用実態等について、低年齢層の保護者も対象に含めた継続的な調査を実施する。

5. 国民運動の展開

(1) 社会総がかりで取り組むための総合的・集中的な広報啓発の推進

社会総がかりで青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の実現に取り組むよう、「青少年の非行・被害防止全国強調月間」、「子ども・若者育成支援推進強調月間」や青少年が使用するスマートフォン等の購入が多く見込まれる進学・進級時期等における「春のあんしんネット・新学期一斉行動」等を通じた総合的・集中的な広報啓発等を継続的に実施する。

(2) インターネット利用者・事業者等の主体的な活動への支援

インターネット利用者・事業者等が自ら青少年の安全で安心なインターネットの利用環境整備に向け、自らの取組が第三者機関等の定める指針等に適合している旨の認定を取得するなどして具体的に取組むことを決め、ロゴマーク等を用いてそれを明らかにして実践するなどの、第三者機関等を活用した主体的な取組については、その取組主体の更なる広がりを促進する活動を支援する。

第3 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及等に係る施策に関する事項

青少年が青少年有害情報を閲覧する機会を最小化するため、次のとおり、改正青少年インターネット環境整備法に基づく事業者によるフィルタリングサービス提供義務、有効化措置義務等を確実に実施しつつ、フィルタリング等の利用の一層の普及を図るとともに、保護者が、青少年の発達段階に応じて、機器・接続環境等を問わず、利用者の視点に立った実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る機能等を容易に利用できるようにする施策を実施する。

とりわけ、青少年を取り巻くインターネット利用環境においては、次々と新しい機器、サービス及び伝送技術等が出現し、青少年に普及するところ、新たな機器等を提供する場合には、その設計段階から青少年が利用することを想定し、あらかじめ実効的な青少年保護に係る取組を組み込んだ形で、機器・サービスの設計・提供、事業者内部及び事業者間の体制の整備等（青少年保護・バイ・デザイン）が行われるよう、民間主導の取組を促進・支援する。

1. 事業者によるフィルタリングサービス提供義務、有効化措置義務、青少年確認義務等の実施徹底

(1) フィルタリング提供義務、有効化措置義務の実施徹底

改正青少年インターネット環境整備法に基づく事業者によるフィルタリングサービス提供義務及び有効化措置義務の実施を徹底する。

また、同法に基づき保護者において携帯電話端末等の使用者が青少年である旨の申出義務があること等について、周知啓発を実施する。

(2) 保護者等への青少年確認義務、説明義務等の実施徹底

改正青少年インターネット環境整備法に基づく事業者による青少年確認義務及び説明義務等の実施を徹底する。

また、同法に基づき保護者において携帯電話端末等の使用者が青少年である旨の申出義務があること等について、周知啓発を実施する。

(3) 望ましいフィルタリング提供の在り方を判断するための基準の普及

青少年のインターネットの利用環境が変化を続けている中、インターネット接続に際し用いられる機器について、関係事業者がどのように連携してフィルタリングを提供するのが望ましいかを判断できるように、フィルタリング提供の在り

方を判断するための基準の周知・普及を進め、関係事業者による適切なフィルタリングサービス等の提供を促進する。

2. 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いたフィルタリング等の青少年保護に係る取組の推進

(1) 利用者にとって分かりやすく、使いやすいフィルタリング等の実現に向けた取組

青少年が青少年有害情報閲覧する機会を最小化するため、新たなサービスや伝送技術等も踏まえ、画一的な使いやすさと選択の多様性とのバランスを考慮し、青少年の発達段階に応じて保護者等が選択できる、容易な設定が可能なフィルタリング及びカスタマイズ機能の利用を促進する。

(2) フィルタリングの閲覧制限対象の把握及び適正化支援

インターネット・ホットラインセンター等が一般利用者から通報されたウェブサイトのURL情報を、フィルタリング提供事業者へ継続的に提供することを支援するなど、フィルタリングによる閲覧制限対象の把握を支援する。

また、フィルタリングによって、青少年にとって必要な情報まで閲覧を制限されないことがないように、保護者等による多様な選択を可能とするカスタマイズ機能の利用の促進等の民間の取組を支援する。

(3) 青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いた新たな機器等への対応

新たな機器等を提供する場合には、青少年保護・バイ・デザインを念頭に置いて、あらかじめ実効的な青少年保護を組み込んだ形で、機器の設計・提供、事業者内部及び事業者間の体制の整備等が加速するように民間の取組を支援する。

また、これらの取組が効果的なものとなるよう、保護者等にフィルタリング等の青少年保護に係る取組の内容や必要性及び利用方法を分かりやすく伝える事業者の自主的かつ主体的な取組を支援する。

なお、環境変化が激しいインターネット利用については、新たなインターネット接続機器が一層普及することに対応して、機器等を問わず、利用者の視点に立った実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る取組の実施方策等について、継続的に検討し、製造事業者のフィルタリング利用容易化措置義務やOS開発事業者の利用容易化措置円滑化の努力義務の実施を徹底する。

3. フィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及促進のための啓発等

機器・接続環境等を問わず、利用者の視点に立った実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る取組が普及促進されるよう、地方公共団体、フィルタリング推進機関その他の啓発を行う団体、関係事業者及びPTAその他の関係団体等と連携して、啓発等を継続的に実施し、推進する。

4. インターネット利用環境の変化やニーズの多様性を考慮したフィルタリング等の青少年保護に係る取組の普及状況等に関する調査研究

機器・接続環境等を問わず、利用者の視点に立った実効的なフィルタリング等の青少年保護に係る取組の性能改善及び普及等の施策の検討及び実施等に資するため、青少年及び保護者等のインターネット・リテラシー及びインターネットの利用実態等の調査を継続的に実施する。

第4 青少年のインターネットの適切な利用に関する活動を行う民間団体等の支援に関する事項

青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための取組を行っている民間団体又は事業者に対して、次のとおり、その自主的かつ主体的な取組を最大限尊重し、有害情報の判断や、フィルタリングの基準設定等に干渉することなく、技術開発の支援を含む財政支援等を実施する。

また、地域における青少年インターネット環境整備に関する取組が、自立的・継続的に行われるよう、官民連携体制の整備・構築の支援を実施する。

1. 地域における青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するための活動の活性化に対する支援

民間団体等の教育啓発活動の更なる拡大と充実のため、これらの活動が、PDCAサイクルを意識して、それぞれの事情に応じながら継続的に実施されるよう、地域が自立的・継続的にインターネット利用環境づくりに関する取組が実施できるような連携体制の整備・構築に努めるとともに、地域が抱える問題の解決に資するシンポジウムやフォーラムの開催、民間団体が実施する青少年のインターネット利用能力検定の利用促進、啓発資料の作成・配布等の地域の実情に応じた取組が活性化するよう支援する。

2. ウェブサイト運営者等による青少年有害情報の閲覧防止措置の体制整備の支援

(1) モデル約款策定等の体制整備の支援

個人・企業等のウェブサイトの運営者や掲示板その他のサービスを提供する事業者等による自主的な青少年有害情報の閲覧防止措置等を促進するため、民間団体におけるモデル約款の策定及びそれを運用する体制の整備等の取組を支援する。

(2) 効率的かつ円滑な活動実現のための支援

事業者等の青少年有害情報への対応の効率的かつ円滑な実施のため、民間におけるインターネット上の違法・有害情報対策に資する調査等を行う。

3. 青少年のインターネット上の問題に関する相談等に対する支援

青少年に対して危険性があるインターネット上の情報を、民間団体等が発見するための活動や、青少年等のインターネットの利用により生じたトラブルについて相談等を行う民間団体等の活動を支援する。

4. その他のインターネットの利用環境整備に向けた活動に対する支援

産学連携した自主的取組を推進する民間団体である安心ネットづくり促進協議会等の青少年のインターネットの利用環境整備に向けた教育・普及啓発、人材育成等の活動の取組強化、より多様な関係者・関係事業者の参加促進、参加者相互間の連携強化を支援する。

第5 その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項

青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするため、次のとおり、インターネットを通じた青少年の犯罪被害の抑止対策を推進するとともに、コミュニティサイト事業者等の主体的な取組の支援、インターネット上の児童ポルノ等の違法・有害情報の削除等に関する対応依頼や被害に関する相談体制の整備等を総合的に推進する。

1. インターネットを通じた青少年の犯罪被害の抑止対策の推進

(1) 悪質な出会い系サイト事業者等に対する取締りの推進

インターネットを通じた青少年の犯罪被害の抑止を図るため、無届け等悪質な出会い系サイト事業者や、出会い系サイト上で児童に対する禁止誘引行為を行った者等に対する取締りを推進するとともに、これらの犯罪を犯した者に対する厳正な科刑を実現する。

(2) コミュニティサイトに起因する事犯の取締りと青少年の被害防止に向けた事業者による主体的な取組の支援

コミュニティサイトに起因する事犯の取締りを推進するとともに、コミュニティサイト事業者による主体的な被害防止対策により、児童被害に直結するような投稿に対する有効な取組が推進されるよう、「青少年ネット利用環境整備協議会」等に被害傾向等の情報提供を行うなどして、その活動を支援する。

(3) サイバー補導の推進

インターネットに起因する福祉犯から児童を保護し、その健全育成を図るため、児童が援助交際を求める等のインターネット上の不適切な書き込みをサイバーパトロールによって発見し、書き込みを行った児童と接触して直接注意、助言等を行うサイバー補導を推進する。

(4) インターネットの利用に起因した児童買春・児童ポルノ等の子供の性被害の防止に向けた取組の推進

「子供の性被害防止プラン」(児童の性的搾取等に係る対策の基本計画)(平成29年4月18日犯罪対策閣僚会議決定)に基づき、児童ポルノ被害の未然防止・拡大防止、被害児童の保護・支援等のインターネット上の子供の性被害防止に向

けた取組を推進する。

(5) 捜査等のための良好な協力関係の構築推進

被疑者の検挙や被害の拡大防止に向けた民間団体等との良好な協力関係の構築を一層推進する。

2. 違法・有害情報の削除等の対応依頼の推進

(1) インターネット・ホットラインセンター等を通じた削除等の対応依頼推進

インターネット上に氾濫する違法情報等への対策を進めるため、インターネット・ホットラインセンター等を通じた、インターネット上の違法情報等の削除依頼を推進するとともに、サイバーパトロール事業による、インターネット上における自殺誘引等情報のインターネット・ホットラインセンターへの通報を推進する。

(2) 事業者及び民間団体の効果的な閲覧防止策等の支援

インターネット上の青少年の健全な成長を阻害する違法情報等について、青少年がインターネットを利用して、これらを閲覧する機会をできるだけ少なくするよう、青少年の権利を保護するための事業者及び民間団体における効果的な閲覧防止策等を支援する。

3. 青少年への名誉毀損・プライバシー侵害等への対策の推進

(1) インターネットによる人権侵害の被害を受けた青少年等からの相談等への対応

インターネットによる名誉毀損等の被害を受けた青少年等が相談しやすいよう、引き続き、専用相談電話による相談の受付、全国の小中学生への相談用の便箋兼封筒「子どもの人権SOSミニレター」の配布、インターネットによる相談の受付等の対策を推進する。

また、人権擁護の観点から、青少年のインターネット・リテラシーの向上に重点を置いた啓発活動を実施するとともに、インターネット上で人権侵害を受けた場合等の相談窓口や救済手続についての周知広報及び ICT を活用した相談窓口への誘導強化を推進する。

(2) インターネット上の名誉毀損・プライバシー侵害への対応の支援

インターネット上の名誉毀損、プライバシー侵害等の情報に関する相談については、プロバイダ等に対する発信者情報の開示請求や当該名誉毀損、プライバシー侵害等の情報の削除依頼の方法について助言するほか、必要に応じプロバイダ等に対し当該情報の削除を要請する取組を推進する。

4. 迷惑メール対策の推進

(1) 法の着実な執行その他の総合的な対策実施

一方的に送信されるいわゆる出会い系サイトやアダルト関係の広告宣伝メールについては、青少年への違法・有害情報への誘導につながらないよう「特定電子メールの送信の適正化等に関する法律」（平成14年法律第26号）及び「特定商取引に関する法律」（昭和51年法律第57号）に基づく規制の執行を着実に進めるとともに、事業者等の技術的対策の促進等の総合的な対策を実施する。

(2) 国際連携の推進

各国との間で迷惑メール対策に関する情報交換を行い、必要に応じ、外国執行当局に対し迷惑メール対策法制の遂行に資する情報を提供するなど執行面で国際的な連携を図る。

(3) チェーンメール対策の周知啓発

多くの青少年が受け取ったり、送ったりしているチェーンメール（メールによる不幸の手紙など転送を呼び掛け、次々と連鎖していく迷惑メール）については、迷惑メール相談センターを通じ、対処方法等の周知啓発を実施する。

5. 国内外における調査

(1) 有害情報の社会的影響の調査

青少年有害情報の青少年等にもたらす社会的影響の産学連携した調査等を支援する。

(2) 諸外国の取組の調査

青少年有害情報に関連する施策を推進している諸外国の現状や取組等について調査研究を実施する。

第6 推進体制等

1. 国における推進体制

基本計画に基づく施策を総合的かつ効果的に推進するため、子ども・若者育成支援推進本部を中心として、内閣総理大臣のリーダーシップの下に関係行政機関等の相互の緊密な連携・協力を図る。

2. 地方公共団体、保護者、事業者及び民間団体等との連携体制

基本計画に基づく施策の実施に当たっては、保護者、事業者及び民間団体における自主的かつ主体的な取組が大きな役割を担うことに鑑み、地方公共団体とともに、保護者、事業者及び民間団体等の相互の連携協力体制の整備に努める。

3. 国際的な連携の促進

国境を越えて情報を発信・閲覧することができるインターネットの特性に鑑み、国際的な機関や関係国間の会議等に参画し、日本の取組について積極的に情報発信するとともに、各国の取組に関する情報交換を進める。特に平成24年2月に採択された経済協力開発機構（OECD）のオンライン上の青少年保護勧告やそれに基づく取組については、関係府省で連携して継続的に対応する。

また、民間におけるインターネットの利用環境整備に係る取組についても、国内外の事業者等による自主的かつ主体的な取組が促進されるよう、国際機関等において策定された指針等やこれらに基づく民間主導の実効的な青少年保護に係る取組に関する情報提供等の支援を行うなど、国際的な連携を目指した取組を推進する。

4. 基本計画の見直し等

基本計画については、技術や活用方法等の変化の著しいインターネット上の青少年に関する新たな問題等に対し迅速に取り組み、1年間に1度、具体的な施策の取組状況について、PDCAサイクルを意識して、青少年のインターネット利用環境実態調査等により、できる限り定量的な検証を行いつつフォローアップを実施する。また、フォローアップの結果、社会経済情勢の変化、青少年のインタ

インターネット利用環境をめぐる諸情勢の変化並びに青少年インターネット環境整備法及び基本計画に基づく施策の推進状況等を踏まえ、法令改正も含めた必要な対応の検討を実施するとともに、3年後をめどに基本計画を見直すものとする。

第3章 別添資料

1 「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」開催状況¹⁰²

開催日	第29回 平成27年12月9日(水)
主な議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 新任委員の紹介等 2 報告案件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 青少年インターネット環境整備基本計画(第3次)について ・ 平成27年上半期の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について ・ 平成27年度青少年のインターネット・リテラシー指標等について ・ 平成28年度情報通信の安心安全な利用のための標語募集について ・ 人権啓発冊子の作成について 3 高校生 ICT Conference 2015 最終報告
資料¹⁰³	<ol style="list-style-type: none"> 1 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会委員一覧 2 青少年インターネット環境整備基本計画(第3次)の主なポイント 3-1 内閣府資料 1(保護者向け普及啓発リーフレット「ネットの危険からお子様を守るために、保護者ができること」(平成27年6月版)) 3-2 内閣府資料 2(事業者向け普及啓発リーフレット「インターネット上の危険から子供を守るために」(平成27年6月版)) 4 警察庁資料(平成27年上半期の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について) 5-1 総務省資料 1(平成27年度青少年のインターネット・リテラシー指標等) 5-2 総務省資料 2(平成28年度「情報通信の安心安全な利用のための標語」募集チラシ) 6 法務省資料(あなたは大丈夫?考えよう! インターネットと人権(改訂版)) 7-1 高校生 ICT Conference 実行委員会資料 1(高校生 ICT Conference について) 7-2 高校生 ICT Conference 実行委員会資料 2(「高校生 ICT Conference 2015」最終報告)
参考資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 自由民主党 政務調査会(青少年のインターネット利用等に関する緊急提言～青少年健全育成推進調査会 青少年に対する性モラルPT・情報モラルPTでの議論を踏まえて(平成27年7月10日)) 2 子供の未来応援国民運動」チラシ

¹⁰² 「青少年インターネット環境の整備等に関する検討会」の議事録や配布資料等は、内閣府HPにて公開
(http://www8.cao.go.jp/youth/kankyau/internet_torikumi/kaigi.html)

開催日	第 30 回 平成 28 年 3 月 1 日(火)
主な議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 平成 28 年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について 2 「平成 27 年度青少年のインターネット利用実態調査調査結果(速報)」について 3 委員発表等
発表委員	<ol style="list-style-type: none"> 1 藤川座長代理 2 上沼委員 3 有木委員(一般社団法人電気通信事業者協会(TCA))
資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 内閣府資料 1(平成 28 年「春のあんしんネット・新学期一斉行動」について) 2 総務省資料(春のあんしんネット・新学期一斉行動について) 3-1 経済産業省資料 1(春のあんしんネット・新学期一斉行動) 3-2 経済産業省資料 2(関連リーフレット) 4 警察庁資料 5-1 文部科学省資料 1(春のあんしんネット・新学期一斉行動について) 5-2 文部科学省資料 2(関連リーフレット) 5-3 文部科学省資料 3(ネット安全安心全国推進フォーラム) 6-1 内閣府資料 2(平成 27 年度青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果(速報)) 6-2 内閣府資料 3(平成 27 年度青少年のインターネット利用環境実態調査 調査表(青少年用)) 6-3 内閣府資料 4(平成 27 年度青少年のインターネット利用環境実態調査 調査表(保護者用)) 7 藤川座長代理発表資料(青少年のインターネット利用環境に関する論点) 8 上沼委員発表資料(ネット上での青少年保護について) 9 有木委員説明資料(青少年のスマートフォン利用における取組み等について)

開催日	第 31 回 平成 28 年 6 月 13 日(月)
主な議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第3次)」の進捗状況(平成 27 年度)について 2 報告案件 <ul style="list-style-type: none"> ・ 情報化社会の新たな問題を考えるための教材 ・ 平成 27 年における出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について ・ 青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォースについて 3 委員発表等
発表委員	<ol style="list-style-type: none"> 1 有木委員(一般社団法人電気通信事業者協会(TCA)) 2 高橋委員(モバイルコンテンツ審査・運用監視機構)

資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 内閣府資料 1(「青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画」の進捗状況(平成27年度)について(概要)) 2 内閣府資料 2(青少年インターネット環境整備基本計画フォローアップ結果(平成27年度)) 3 内閣府資料 3(青少年インターネット環境整備基本計画に基づく内閣府の主な取組(平成27年度)) 4 総務省資料(総務省における青少年インターネット利用環境整備における取組) 5 経済産業省資料(平成27年度経済産業省の主な取組) 6 警察庁資料(平成27年度青少年インターネット環境整備に関する主な取組) 7 法務省資料(あなたは大丈夫?考えよう!インターネットと人権) 8 文部科学省資料1(子供の携帯電話やインターネットをめぐる問題に関する取組) 9 文部科学省資料2(情報化社会の新たな問題を考えるための教材) 10 警察庁資料(平成27年における出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について) 11 総務省資料(青少年の安心・安全なインターネット利用環境整備に関するタスクフォースについて) 12 有木委員発表資料(青少年のスマートフォン利用における取組み等について(調査結果報告)) 13 高橋委員発表資料(青少年保護施策とEMAの役割)
-----------	---

開催日	第32回 平成28年9月12日(月)
主な議題	<ol style="list-style-type: none"> 1 保護者に対する啓発活動について 2 委員発表等
発表委員等	<ol style="list-style-type: none"> 1 清原委員 2 米田参考人(秋田県) 3 五十嵐委員
資料	<ol style="list-style-type: none"> 1 文部科学省資料(次期学習指導要領に向けたこれまでの審議のまとめ) 2 有木委員資料(調査概要) 3 内閣府資料 1(青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書「保護者に対する啓発活動」関連部分抜粋) 4 内閣府資料 2(青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第3次)「保護者に対する啓発活動」関連部分抜粋) 5 清原委員発表資料 1(青少年の適切なインターネット利用に向けた学校・家庭・地域の協働 三鷹市の事例から) 6 清原委員発表資料 2(三鷹「学び」のスタンダード(家庭版)) 7 清原委員発表資料 3(ネット社会を生きる力を育むために)

	8 秋田県発表資料 1(大人が支える！インターネットセーフティの推進) 9 秋田県発表資料 2(うまホと学ぼう！ネット利用①) 10 秋田県発表資料 3(関連資料) 11 秋田県発表資料 4(関連資料) 12 五十嵐委員発表資料(保護者に対する啓発活動)
参考資料	総務省資料(「e-ネットキャラバン Plus」の新設)

開催日	第 33 回 平成 28 年 12 月 6 日(火)
主な議題	1 保護者に対する啓発活動について 2 委員発表等
発表委員等	1 尾上委員(公益社団法人日本 PTA 全国協議会) 2 金井委員(一般社団法人全国高等学校PTA連合会) 3 川村参考人(一般財団法人マルチメディア振興センター(FMMC))
資料	1 内閣府資料 1(保護者に対する啓発活動に関する内閣府の主な取組) 2 内閣府資料 2(保護者に対する啓発活動に関する関係府省庁の主な施策について) 3 尾上委員発表資料(公益社団法人日本 PTA 全国協議会 保護者への啓発に関する取組) 4 金井委員発表資料(全国高 P 連における青少年インターネット環境への取組み) 5 FMMC発表資料(青少年インターネット環境整備における FMMC の取組)

開催日	第 34 回 平成 29 年 4 月 17 日(月)
主な議題	1 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第3次)の進捗状況(平成 28 年度)について 2 「平成 28 年度青少年のインターネット利用環境実態調査」の結果について 3 今後の検討会の方向性について 4 今後の検討会の進め方について
資料	1 内閣府資料(青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第3次)の進捗状況(平成 28 年度)について(概要)) 2 内閣府資料(青少年インターネット環境整備基本的計画フォローアップ結果(平成 28 年度)) 3 内閣府資料(青少年インターネット環境整備基本計画に基づく内閣府の主な取組(平成 28 年度)) 4 総務省資料(総務省における青少年インターネット利用環境整備における取組) 5 経済産業省資料(平成 28 年度経済産業省の主な取り組み)

	6 警察庁資料(平成 28 年度青少年インターネット環境整備に関する主な取組) 7 法務省資料(法務省の人権擁護機関における主な人権相談体制ほか) 8 文部科学省資料(子供の携帯電話やインターネットをめぐる問題に関する取組) 9 平成 28 年度青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果(概要) 10 今後の検討の方向性(案) 11 検討会の進め方(案)
参考資料	平成 28 年度青少年のインターネット利用環境実態調査報告書

開催日	第 35 回 平成 29 年 7 月 10 日(月)
主な議題	1 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の一部改正について 2 青少年有害情報フィルタリングの性能の向上及び利用の普及に係る施策に関する事項について <ul style="list-style-type: none"> ・ フィルタリングに関する各種データの分析結果について ・ フィルタリングサービスの普及に向けた事業者の取組について 3 その他青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する重要事項について <ul style="list-style-type: none"> ・ コミュニティサイト等に起因する事犯の現状と対策について ・ ネットを通じた子供の性被害の防止に向けた国家公安委員会委員長と文部科学大臣の共同メッセージについて ・ 違法・有害情報に関する取組について
発表委員	1 有木委員(一般社団法人電気通信事業者協会(TCA)) 2 吉田委員(一般社団法人セーフターインターネット協会(SIA))
資料	1 官報(抜粋) 2 青少年インターネット環境整備法改正の概要 3 青少年有害情報の閲覧防止措置と対象機器のイメージ 4 青少年インターネット環境整備法の一部を改正する法律 新旧対照条文 5 青少年インターネット環境整備法の一部を改正する法律(附則) 6 内閣府資料(フィルタリングに関連する各種データの分析結果について) 7 電気通信事業者協会資料(フィルタリングサービスの普及に向けた事業者の取組) 8 総務省資料(青少年インターネット環境整備法の MVNO に対する適用等についての周知等) 9 警察庁資料(平成 28 年におけるコミュニティサイト等に起因する事犯の現状と対策について) 10 警察庁資料(ネットを通じた子供の性被害の防止に向けた国家公安委員会委員長と文部科学大臣の共同メッセージについて) 11 セーフターインターネット協会資料(違法・有害情報に関する取組)

参考資料	内閣府ホームページ(青少年有害環境対策)のご案内
------	--------------------------

開催日	第 36 回 平成 29 年 9 月 29 日(金)
主な議題	<p>1 青少年のインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進に係る施策に関する事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 低年齢層の子供のインターネット利用環境実態調査結果(概要)について ・ 低年齢層の子供に係る教育・啓発関連データの分析結果について ・ 低年齢層の子供やその保護者に向けたインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進について ・ 低年齢層の子供の保護者に対する周知・啓発について ・ 低年齢の子供を取り巻く子育て環境の変化と課題について <p>2 地方自治体の取組事例から見る継続的な官民連携について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 岡山県の取組事例から見る継続的な官民連携について
発表委員	尾花委員(安心ネットづくり促進協議会普及啓発広報委員会)
資料	<p>1 内閣府資料(平成 28 年度 低年齢層の子供のインターネット利用環境実態調査 調査結果(概要))</p> <p>2 内閣府資料(低年齢層の子供に係る教育・啓発関連データの分析結果について)</p> <p>3 文部科学省資料(低年齢層の子供やその保護者に向けたインターネットの適切な利用に関する教育及び啓発活動の推進について)</p> <p>4 厚生労働省資料(低年齢層の子供の保護者に対する周知・啓発について)</p> <p>5 安心ネットづくり促進協議会資料(低年齢の子供を取り巻く子育て環境の変化と課題)</p> <p>6 内閣府資料(青少年インターネット利用環境整備に係る岡山県の取組)</p>
参考資料	総務省資料(インターネットトラブル事例集(平成 29 年度版))

開催日	第 37 回 平成 29 年 12 月 11 日(月)
主な議題	<p>1 座間市における事件を受けた関係府省庁の取組について</p> <p>2 青少年インターネット環境整備法施行令の一部改正(案)について</p> <p>3 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書(骨子案)について</p> <p>4 高校生 ICT カンファレンス 2017 最終報告会</p>
資料	<p>1~8 座間市における事件の再発防止に関する関係閣僚会議配付資料(内閣府、警察庁、総務省、法務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省)</p> <p>9 青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律施行令の一部を改正する政令(案)に対する意見募集について</p> <p>10 検討会報告書に盛り込む基本計画の見直しポイント(案)</p> <p>11 検討会報告書(骨子案)</p> <p>12 高校生 ICT Conference2017 について</p> <p>13 高校生が考える心豊かな生活 ~ICT×(家族・学校・地域)~</p>

参考資料	1 啓発リーフレット「ネットの危険からお子様を守るために今、保護者ができること」 2 青少年が安全に安心してインターネットを利用できるようにするための施策に関する基本的な計画(第3次)
-------------	---

開催日	第 38 回 平成 30 年 2 月 28 日(水)
主な議題	1 座間市における事件の再発防止策について 2 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書(案)について 3 平成 29 年度 青少年のインターネット利用環境実態調査結果(速報)について
資料	1 座間市における事件の再発防止策の概要 2 座間市における事件の再発防止策について 3 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会報告書(案) 4 平成 29 年度 青少年のインターネット利用環境実態調査 調査結果(速報)

2 青少年インターネット利用環境整備に関する都道府県条例規制事項一覧 (平成29年版 子供・若者白書より関連項目抜粋) [平成29年1月1日現在]

都道府県名	制定年月日	最 改 正 年 月 日	インターネット上の有害情報に係る規制等																	立 入 調 査	備 考	
			携帯電話事業者			インターネット接続事業者			インターネット接続機器製造・販売事業者			インターネット接続端末を公衆の利用に供する事業者			サーバ管理者(情報発信者含む)		保護者					
			フィルタリングの提供	報告・説明等の提供	説明の提供	青少年の有害情報閲覧の防止	フィルタリングの提供	報告・説明等の提供	説明の提供	青少年の有害情報閲覧の防止	フィルタリングの提供	報告・説明等の提供	説明の提供	青少年の有害情報閲覧の防止	フィルタリングの提供	報告・説明等の提供	説明の提供	青少年の有害情報閲覧の防止	フィルタリングの提供			報告・説明等の提供
1 北海道	S30.4.2	H27.7.21		★		☆		☆	☆		☆	☆		☆		☆	☆	☆	★	☆	◇	
2 青森県	S54.12.24	H20.10.17	☆	☆		☆	☆	☆	☆	☆		☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆		☆		
3 岩手県	S54.12.21	H19.3.19		☆		☆	☆	☆		☆		☆	☆	☆						☆		
4 宮城県	S35.3.31	H28.3.22		☆	★	☆		☆	☆		☆		☆	☆		☆		★	☆	☆	◇	
5 秋田県	S53.10.5	H26.3.28		☆		☆		☆	☆		☆		☆		☆		☆			☆		
6 山形県	S54.3.26	H28.6.23				☆		☆				☆	☆		☆		☆			☆		
7 福島県	S53.3.30	H28.3.25		☆				☆				☆	☆		☆					☆		
8 茨城県	S37.10.6	H21.10.29		☆				☆				☆	☆		☆						◇	
9 栃木県	S51.7.6	H28.3.10		★		☆	☆	☆	☆	☆		☆	☆	☆		☆		※ ★	☆	☆	◇	※携帯電話事業者に保護者から提出を受けた理由書の保存義務がある。
10 群馬県	S36.4.1	H28.3.29	★	★		☆	☆					☆	☆				☆	★	☆	☆	◇	
11 埼玉県	S58.3.9	H27.12.25	★	★	★	☆							☆				☆	★	☆	☆	◇	
12 千葉県	S39.11.1	H27.12.25		★	★									☆					★	☆	◇	
13 東京都	S39.8.1	H28.3.31		★		☆	☆	☆									☆	★	☆	☆	◇	
14 神奈川県	S30.1.4	H28.3.29	★	★								☆	☆					★	☆	☆	◇	
15 新潟県	S52.3.31	H27.12.25	★	★														★	☆			

(インターネット上の有害情報に係る規制等の凡例 ★:義務、☆:努力義務、◇:規定あり)

都道府県名	制定年月日	最 改 正 年 月 日	インターネット上の有害情報に係る規制等															備 考			
			携帯電話事業者			インターネット接続事業者			インターネット接続機器製造・販売事業者			インターネット接続端末を公衆の利用に供する事業者			サーバ管理者(情報発信者含む)		保護者		立 入 調 査		
			フィルタリングの提供	報告・説明	SMS等のフィルタリングに係る説明	青少年の有害情報閲覧防止	フィルタリングの提供	報告・説明	青少年の有害情報閲覧防止	フィルタリングの提供	報告・説明	青少年の有害情報閲覧防止	フィルタリングの提供	報告・説明	青少年の有害情報閲覧防止	フィルタリングの提供	報告・説明			青少年の有害情報閲覧防止	
16 富山県	S52.3.25	H28.3.25		☆		☆		☆	☆		☆		☆		☆		☆		☆		
17 石川県	H19.3.22	H28.3.25		★			☆	☆	☆				☆		☆		☆	★	☆		
18 福井県	S39.4.1	H27.12.17		☆		☆		☆	☆		☆		☆				☆		☆	◇	
19 山梨県	S39.4.2	H27.12.25		☆		☆		☆	☆		☆		☆						☆	◇	
20 長野県	H28.7.7	—																			
21 岐阜県	S35.11.10	H26.10.15	☆	★	★			☆			☆		☆		☆			★	☆	◇	
22 静岡県	S36.10.4	H27.12.25	★	★		☆		☆	☆		☆		☆				☆	★	☆	◇	
23 愛知県	S36.3.28	H27.12.22		★	★	★		☆	☆		☆	☆	☆	※	※	※		☆	★	☆	◇
24 三重県	S46.12.24	H28.3.22		★				☆			☆		☆		☆			★	☆	◇	
25 滋賀県	S52.12.23	H27.3.23		☆		☆		☆	☆				☆				☆			◇	
26 京都府	S56.1.9	H26.9.30		★						※1	☆		※2	★			★	☆	※3	◇	
27 大阪府	S59.3.28	H28.6.17		★		☆		☆	☆		☆		☆		☆		☆	★	☆	◇	
28 兵庫県	S38.3.31	H28.4.1		★				☆			☆		★		★			★	★	◇	
29 奈良県	S51.12.22	H25.7.17	★	★		☆	☆	★	☆		☆	☆	☆	☆	☆	☆	★	★	☆	◇	
30 和歌山県	S53.10.19	H28.3.24	★	★	★	★	★	☆					☆	☆	☆	☆	☆	★	☆	◇	
31 鳥取県	S55.12.25	H26.10.17								☆		☆					★	☆		◇	

(インターネット上の有害情報に係る規制等の凡例 ★:義務、☆:努力義務、◇:規定あり)

※1「インターネット接続端末を公衆の利用に供する事業者」としては、図書館、インターネットカフェなど青少年がインターネットを利用できる端末設備を有する施設の関係者。
 ※2「有害情報閲覧防止」の手段の1つとして「フィルタリングの活用」を規定
 ※3条例の規制事項に係る立入調査は第26条にて包括的に規定

都道府県名	制定年月日	最 改 正 年 月 終 日	インターネット上の有害情報に係る規制等															立 入 調 査	備 考	
			携帯電話事業者			インターネット接続事業者			インターネット接続機器製造・販売事業者			インターネット接続端末を公衆の利用に供する事業者			サーバ管理者(情報発信者含む)		保護者			
			フィルタリングの提供	説明	報告	フィルタリングの提供	説明	報告	フィルタリングの提供	説明	報告	フィルタリングの提供	説明	報告	フィルタリングの提供	説明	報告			フィルタリングの提供
32 島根県	S40.3.26	H28.3.25	★	★	☆		☆	☆		☆	☆	☆		☆		☆	★	☆		※何人もの定義は、携帯電話事業者やインターネット接続事業者の全ての関係者を含み、有害情報の閲覧防止措置にはフィルタリングの提供を含むものと解釈している。
33 岡山県	S52.6.16	H23.3.16		★			☆		☆	☆				☆			☆	★		◇
34 広島県	S54.3.13	H27.12.22		☆	☆		☆	☆		☆	☆	☆		☆			☆		☆	◇
35 山口県	S32.12.13	H24.4.1		☆	☆		☆	☆		☆	☆	☆		☆					☆	
36 徳島県	S40.7.19	H22.12.22		☆	☆		☆	☆		☆	☆	☆		☆					☆	
37 香川県	S27.8.10	H23.12.20	★	★	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆		☆			☆	★	☆	◇
38 愛媛県	S42.10.6	H18.3.24		☆	☆		☆	☆		☆	☆	☆		☆	☆	☆			☆	
39 高知県	S52.12.22	H21.3.27		☆	☆	☆	☆	☆		☆	☆	☆		☆		☆			☆	
40 福岡県	S31.6.30	H27.12.25	★	★			☆	☆		☆	☆	☆		☆			☆	★	☆	◇
41 佐賀県	S52.7.29	H24.12.20	★	★	☆		☆	☆		☆	☆	☆		☆		☆	☆	★	☆	◇
42 長崎県	S53.4.1	H23.12.27	★	★			☆	☆		☆		☆		☆			☆	★	☆	◇
43 熊本県	S46.6.8	H26.10.14		★	☆	☆		☆	☆		☆	☆		☆			☆	★	☆	
44 大分県	S41.4.15	H28.6.23	☆	★		☆	☆	☆	☆	☆	☆	☆		☆			☆	☆	☆	◇
45 宮崎県	S52.7.28	H26.10.3												☆					☆	
46 鹿児島県	S36.12.22	H28.3.25		☆	☆		☆	☆		☆	☆			☆	☆	☆			☆	
47 沖縄県	S47.5.15	H28.3.31		★	☆	☆		★	☆		☆	☆	☆	☆		☆		★	☆	◇

(インターネット上の有害情報に係る規制等の凡例 ★:義務、☆:努力義務、◇:規定あり)

3 報告書（案）に関する意見募集（パブリックコメント）の実施

報告書（案）について、国民の皆様から広く御意見をお聞きするため、以下のとおり、意見募集を行いました。

御意見をお寄せいただいた方々に、厚く御礼申し上げます。

なお、意見募集の結果の詳細については、電子政府の総合窓口 (<http://www.e-gov.go.jp>) においてご覧いただくことができます。

【概要】

- 1 期間：平成 年 月 日（ ）から 月 日（ ）までの 日間
- 2 告知方法：内閣府ホームページ及び記者発表
- 3 意見提出方法：電子メール、郵送又はファックス

【御意見数】

- 1 主体別意見数： 件（ 個人、 団体）
- 2 内容別意見数： 件（複数回計上。ただし、報告書（案）と関係しない意見は除外）

【御意見の概要】

4 青少年インターネット環境の整備等に関する検討会委員

座長	藤原 静雄	中央大学法科大学院 教授
座長代理	藤川 大祐	千葉大学教育学部 教授
委員	有木 節二	一般社団法人電気通信事業者協会 専務理事
〃	五十嵐 俊子	町田市立町田第五小学校 校長
〃	上沼 紫野	弁護士・安心ネットづくり促進協議会 幹事
〃	尾上 浩一	公益社団法人日本PTA全国協議会 顧問
〃	尾花 紀子	ネット教育アナリスト
〃	金井 修	一般社団法人全国高等学校PTA連合会 顧問
〃	清原 慶子	三鷹市長
〃	国分 明男	一般財団法人インターネット協会 副理事長
〃	小城 英子	聖心女子大学文学部 准教授
〃	長尾 尚人	一般社団法人電子情報技術産業協会 専務理事
〃	吉田 奨	一般社団法人セーファーインターネット協会 専務理事

[敬称略、役職は平成30年2月28日現在]